

『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』
(大阪府公共施設等総合管理計画)

平成27年11月

大阪府

目 次

第1 方針策定の目的等	1
(1) 方針策定の目的	1
(2) 方針の位置づけ	2
(3) 取組期間	2
(4) 対象財産	3
第2 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
(1) 建物(施設)の現況	4
(2) 都市基盤施設(インフラ)の現況	9
(3) 財政の現況	11
(4) 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展	12
(5) 建物の修繕・更新費の将来見通し	13
第3 公共施設等の管理の現況及び課題	16
(1) これまでの財産管理の取組み	16
1 建物(施設)	16
2 都市基盤施設(インフラ)	23
(2) 管理の現況及び課題	26
第4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	27
(1) 建物(施設)	28
1 長寿命化	28
2 総量最適化・有効活用	31
3 当面の取組み	35
4 推進体制	36
(2) 府営住宅	38
(3) 都市基盤施設(インフラ)	39
参考資料	40
1 用語の定義	41
2 都道府県別 人口1人当たり延床面積	42
3 行財政計画の策定・取組状況	43
4 中長期保全計画(イメージ)	45
5 修繕実施計画(イメージ)	46
6 予防保全等の実施サイクル	47

7	築後50年目の施設の活用方針に関するチェックシート（イメージ）	48
8	総量最適化・有効活用に向けた公共施設等の評価・検討フローチャート	49
9	当面の3年間（平成28～30年度）の工程表	50
10	本方針策定までの流れ	51
	・「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月）抜粋	53
	・ファシリティマネジメント推進会議設置要綱	54
	・「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」 （平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）	56
	・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」	57
	（平成26年4月22日付総財務第75号総務省通知）	
	・「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」	64
	（調査時点平成27年4月1日現在）総務省自治財政局財務調査課	

（注1）この基本方針は、平成26年4月22日付けで総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけるものである。

（注2）出典の表示のないグラフ・表については、大阪府公有財産台帳データ（平成27年3月末現在）を使用している。（なお、府営住宅については、平成27年8月1日に移管済のものについて除いている。）

第1 方針策定の目的等

(1) 方針策定の目的

本府は、早い時期から都市基盤施設（インフラ）をはじめとする公共施設等の整備を行ってきた。中でも、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された道路、河川、港湾、海岸、公園、下水道など多くの都市基盤施設（インフラ）は、今後、一斉に老朽化を迎える。また、建物についても同様に、今後10年間で築後50年を経過するものが全体の約4割を占めるなど、これから一斉に建替時期を迎えることとなる。

平成24年12月には、山梨県にある中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板が落下する事故が発生し、多くの死傷者が出る大惨事となった。老朽化するインフラなどの公共施設等の日常の管理を怠れば、人命に関わる事故が発生する危険性があり、その安全性を確保することが喫緊の課題となっている。

本府においても、公共施設等の点検、修繕、改修などの保全については、施設に不具合が発生してから修繕等の対応を行う傾向にあり、不具合を未然に防止するという観点から、計画的に保全することが十分にできていない。事故を未然に防止し、老朽化していく施設等を府民が安全・安心に利用するために、その点検や修繕、改修、建替えの進め方を見直す必要がある。

また、本府の人口は、今後急速に減少していくこととなり、3大都市（東京都・愛知県）の中でも、最も早く人口減少を迎えると見込まれる。加えて、年少人口・生産年齢人口の減少および高齢者人口の急激な増加という人口構成の変化が生じ、様々な方面に大きな影響を及ぼすと考えられている。今後、人口の減少や構成の変化により、公共施設等の利用需要も変化することが予想されることから、その計画的な改修や利用需要に応じた有効活用を図る必要がある。

これまで本府では、公共施設等の財産管理については、「保有から有効活用へ」の視点で、低未利用財産の有効活用に積極的に取り組み、事業予定地の民間貸付を進める一方、府の施策推進上将来的にも不要となった財産は、地元市町村などでの公的利用を優先しつつ、民間等へ売却することにより、財産の活性化と適正規模の実現に努めてきた。

今後は、老朽化対策を中心に据え、現在府民等の利用に供している公共施設等をいかに「長期に賢く使う」という視点で、財産管理していく必要がある。

このように、今後、老朽化対策としての建設投資額は増大する要素があるものの、当面の本府の財政は依然厳しい状況にある。限られた財源の中で、公共施設等の管理に関する様々な課題に対応するには、利用者である府民の安全・安心を最優先に確保しながら、中長期を見通したうえで投資すべき事業の重点化を図っていく必要がある。

この取り組みを着実に実行するため、先行して取り組んでいるインフラや府営住宅と併せ、その他の公共施設等についても、行政サービスの向上に努めながらできる限り少な

い経費で最適な経営管理を行う、いわゆるファシリティマネジメントを推進し、これを本府全体で統一的、効率的に実施することを目的として、その基本方針を定めるものとする。

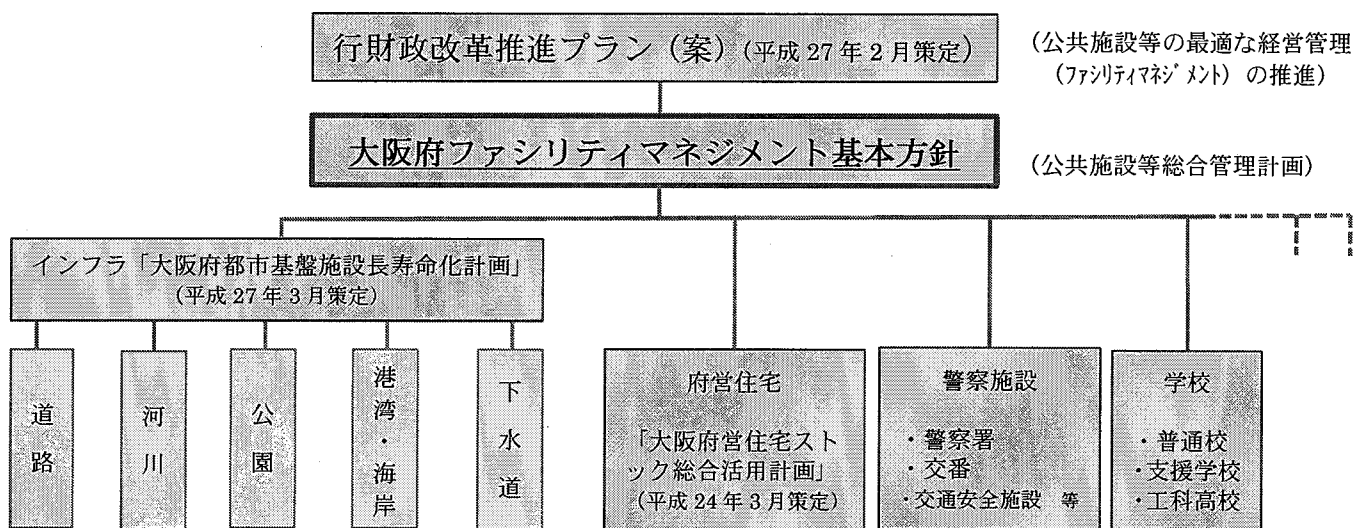
(2) 方針の位置づけ

本方針は、「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月策定）の「4.（1）②ストックの活用」の具体的取組として掲げた『『ファシリティマネジメント基本方針』（仮称）の策定』を実現したものである。

また、本方針は平成26年4月22日付けで総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」と位置づける。

今後、本方針のもとに、インフラ、府営住宅、警察施設、学校などの各施設類型別の詳細な取組方針を定めた計画（以下「施設類型別計画」という。）を策定するものとする。

なお、本方針に先行して策定した「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」（平成27年3月策定、計画期間：平成27～36年度）及び「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成24年3月策定、計画期間：平成23～32年度）は施設類型別計画として位置づけ、これらを見直す際には、本方針との整合性を図るものとする。



(3) 取組期間

取組期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

公共施設等の管理状況について10年以上の長期を見通しつつ、特に建物の建替え需要が高まる当面の10年間を緊急取組期間と位置づけ、ファシリティマネジメント推進のための手法や体制を整備していく。

なお、取組みの進捗状況を毎年度検証し、概ね3年が経過した時点で必要に応じ本方針を見直す。

(4) 対象財産

対象とする財産は、本府が所有するすべての公共施設等であり、施設類型別の内訳は、大きくは、建物とインフラに区分される。

また、会計区分により次の表のとおり一般会計、特別会計及び企業会計に分類できる。

会計区分		施設類型		
		類型	具体施設例	
一般会計	建物	警察施設	本部本庁舎など	
			警察署	
			交番・駐在所	
			待機宿舎	
		学校	普通校、支援学校、工科高校	
		本庁舎	本館、別館、新別館、咲洲庁舎など	
		その他	公の施設（国際会議場、砂川厚生福祉センター、高等職業技術専門校、花の文化園、狭山池博物館、中之島図書館など）	
	行政機関等（広域防災拠点、府民センター、保健所など）			
	インフラ	道路施設	道路・橋梁・トンネルなど	
		河川施設	護岸・堤防など	
		港湾施設	岸壁・物揚場など	
		公園施設	公園・プール・遊具など	
		治山施設	治山ダム・落石防止よう壁など	
		自然公園施設	自然公園・遊具など	
		埋立処分地	護岸・管理施設など	
		農業施設	農道・橋梁・ため池など	
		漁港施設	漁港・排水機場など	
		警察施設	交通安全施設	
	特別会計	大阪府営住宅事業	建物	府営住宅
箕面北部丘陵整備事業		その他		箕面整備事務所
流域下水道事業		インフラ	下水施設	下水管・汚水処理場・ポンプ場など
港湾整備事業			港湾施設	事務所など
日本万国博覧会記念公園事業			公園施設	公園・遊具など
企業会計	大阪府中央卸売市場事業	建物	市場施設	管理棟、冷蔵庫棟、駐車場など

注) 一般会計：府税を主な財源として学校、道路、河川等の建設をはじめ本府が行う事務事業の大部分を経理する中心的な会計。

特別会計：特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置。

企業会計：独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計。

第2 公共施設等の現況及び将来の見通し

本方針では、「第1（4）対象財産」に記述するとおり、本府が所有する全ての建物及びインフラを対象としていることから、この章では、まず、施設類型別の施設の規模や老朽化の現況と、併せて公共施設等を取り巻く財政状況や人口減少などの社会環境の変化を把握することで、公共施設等の管理に関して将来にわたる大きな見通しを示すこととする。

（1） 建物（施設）の現状

本府は、「本庁舎」をはじめ「警察施設」、「学校」、「府営住宅※」や、「その他」として中之島図書館や国際会議場などの公の施設や府民センター、保健所といった様々な用途の施設を所有している。施設の総数は1,761あり、その延床面積の合計は約1,322万㎡となる。

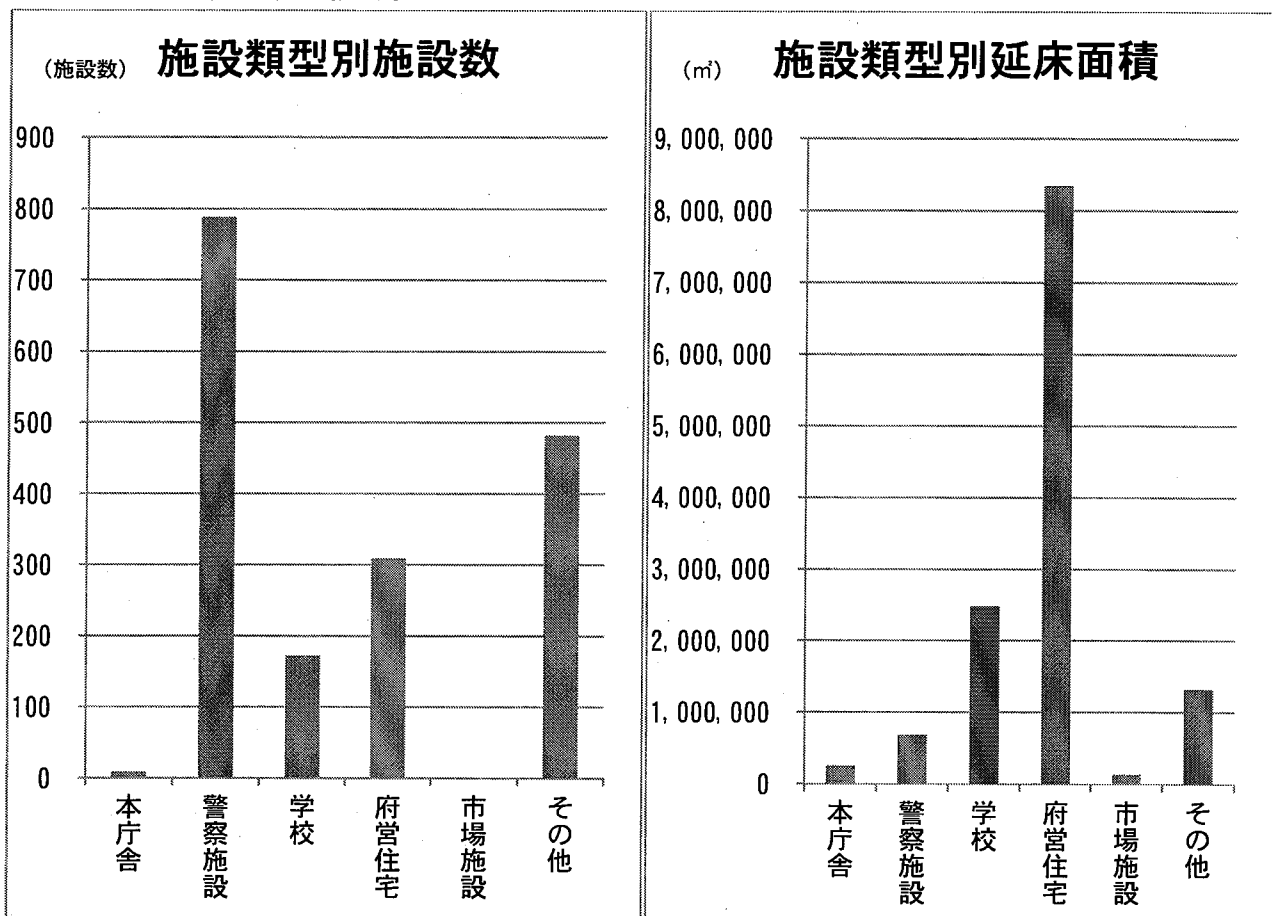
この施設総量について、人口1人当たりの延床面積（総務省「平成24年度 公共施設状況調」による）で他の都道府県と比較してみると、本府は1.55㎡/人であり、東京都の2.94㎡/人の約半分程度である。また、都道府県平均は1.49㎡/人であり、全体の中位程度となる。

※大阪市内の府営住宅は平成27年8月1日に事業中の住宅を除き移管済。

① 施設類型別 施設数及び延床面積

本府が所有する施設を類型別にみると、施設数では、交番を多数含む警察施設が最も多く全体の45%、次いでその他施設※、府営住宅、学校の順に多い。

これを延床面積で見ると、府営住宅が突出して多くなり、全体の63%を占め、次に学校、警察施設と続く。



【施設類型別 施設数及び延床面積】

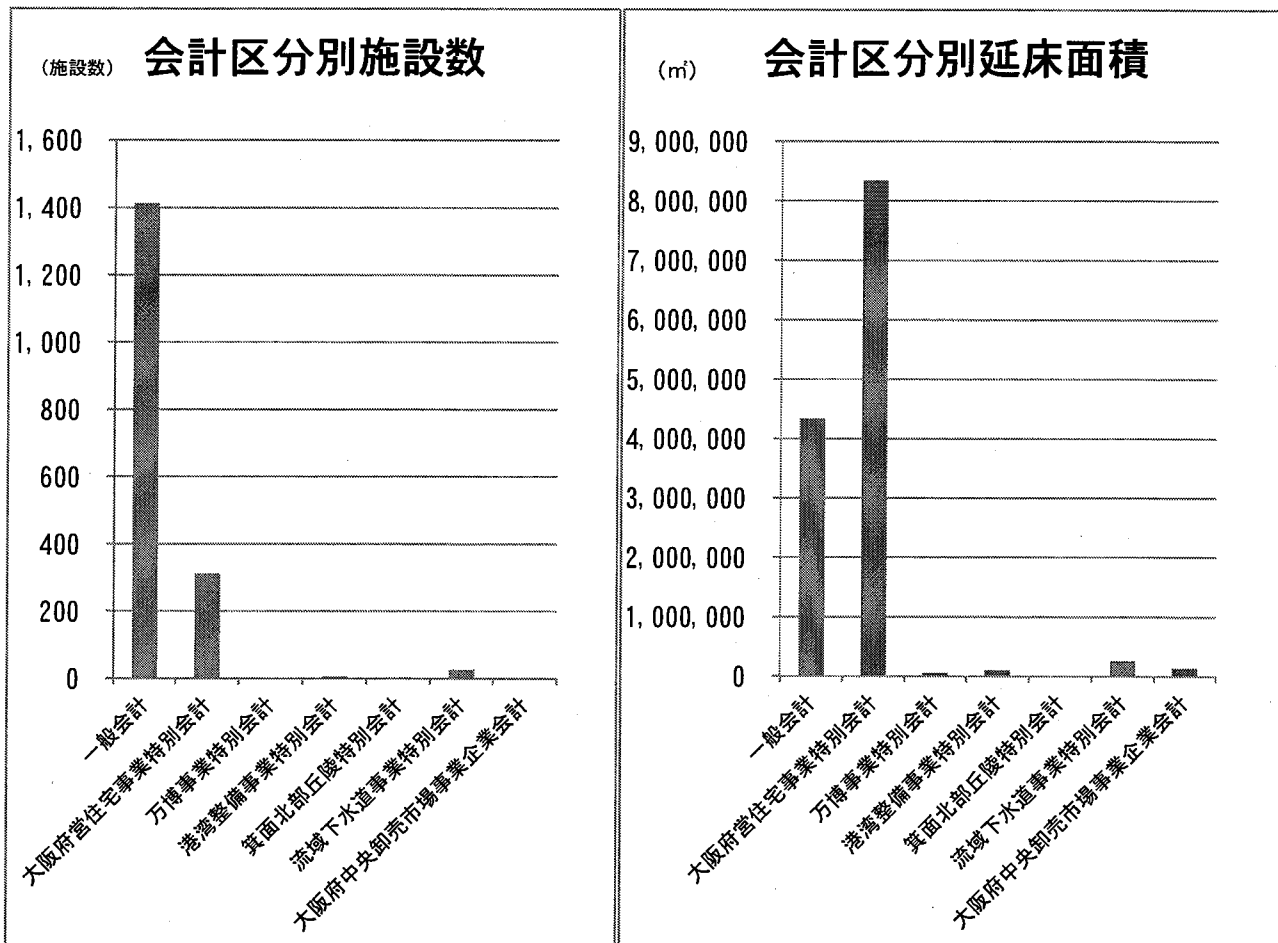
会計区分	施設類型	施設数	施設数割合	延床面積(㎡)	延床面積割合
一般会計	本庁舎	9	0%	253,773	2%
	警察施設	788	45%	686,668	5%
	学校	172	10%	2,482,469	19%
特別会計	府営住宅	309	18%	8,343,289	63%
企業会計	市場施設	1	0%	134,982	1%
一般会計 特別会計	その他	482	27%	1,321,643	10%
	合計	1,761	100%	13,222,824	100%

※ 主な例：公の施設（国際会議場、砂川厚生福祉センター、高等職業技術専門校、花の文化園、狭山池博物館、中之島図書館等）及び本庁舎以外の行政機関（広域防災拠点、府民センター、保健所等）等

② 会計区分別 施設数及び延床面積

会計区分別に見ると、施設数、延床面積、いずれでみても、概ねほとんどの施設が一般会計、大阪府営住宅事業特別会計に区分されている状況である。(全体の96~98%)

①のデータと併せ、一般会計に属している主な施設は、学校、警察施設であることが確認できる。



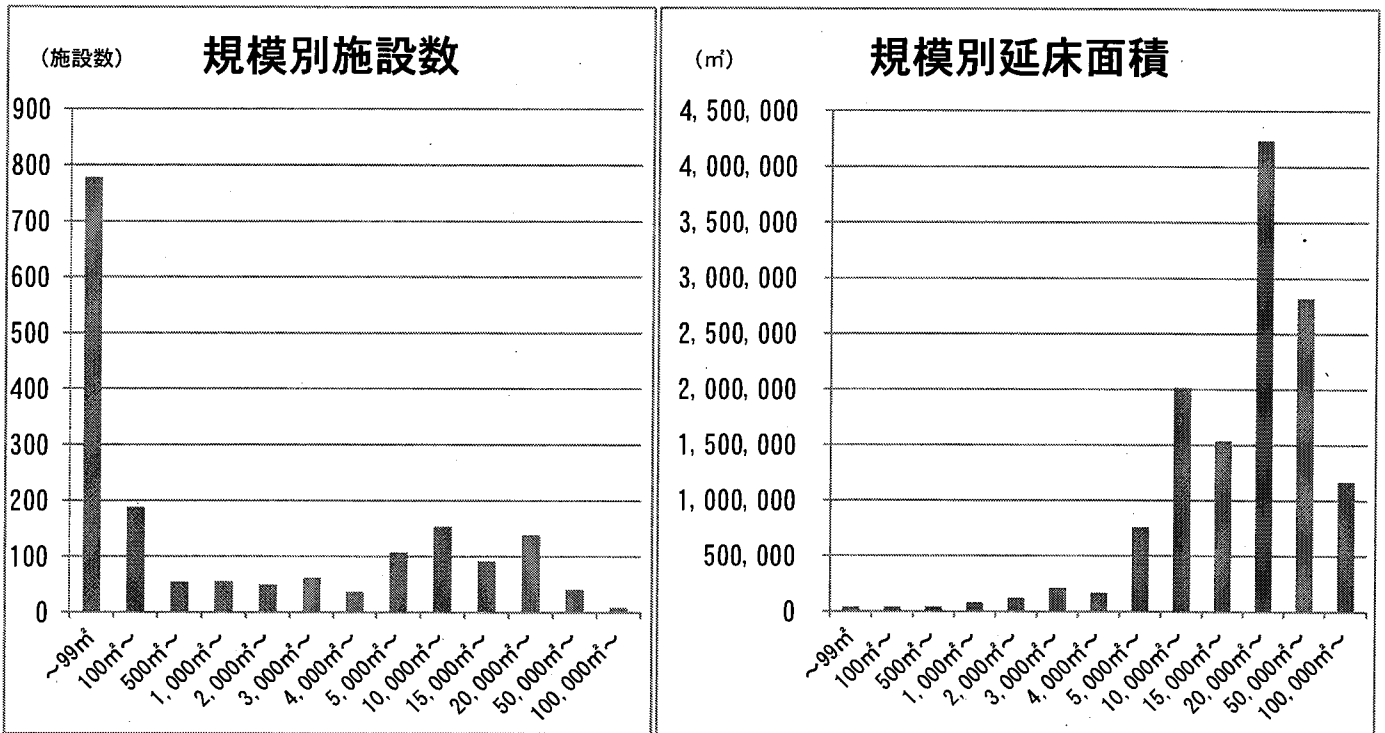
【会計区分別 施設数及び延床面積】

会計区分	施設数	施設数割合	延床面積(m ²)	延床面積割合
一般会計	1,412	80%	4,338,223	33%
大阪府営住宅事業特別会計	312	18%	8,344,038	63%
万博事業特別会計	1	0%	54,329	0%
港湾整備事業特別会計	6	0%	98,070	1%
箕面北部丘陵特別会計	3	0%	2,045	0%
流域下水道事業特別会計	26	2%	251,137	2%
大阪府中央卸売市場事業企業会計	1	0%	134,982	1%
合計	1,761	100%	13,222,824	100%

③ 規模別 施設数及び延床面積

規模別にみると、施設数では、全体の約44%が100㎡未満の小規模施設（交番、水防倉庫、地盤沈下観測所など）である。

一方、延床面積で見ると、施設数では約20%程度である1万㎡以上の大規模施設（府営住宅、学校、本庁舎、警察本部本庁舎及び大阪府立国際会議場などの大型の公の施設）が、全体の約90%を占めている。



【規模別 施設数及び延床面積】

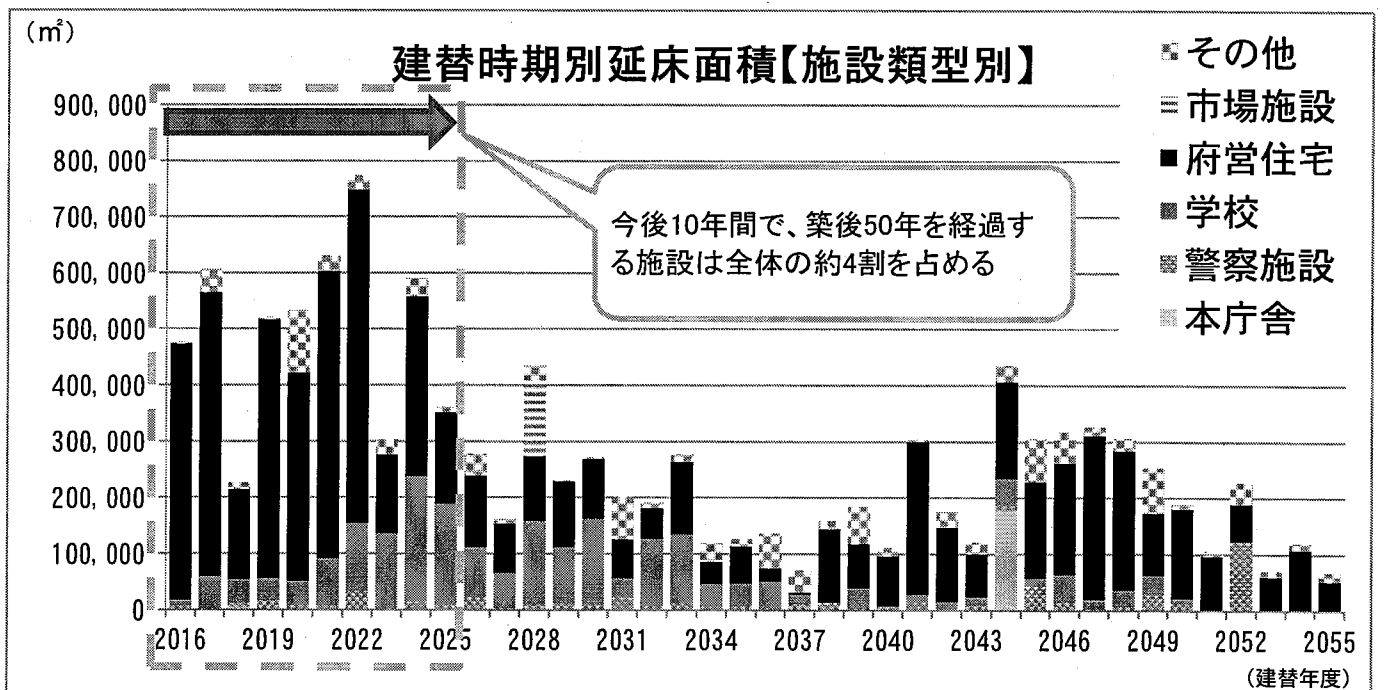
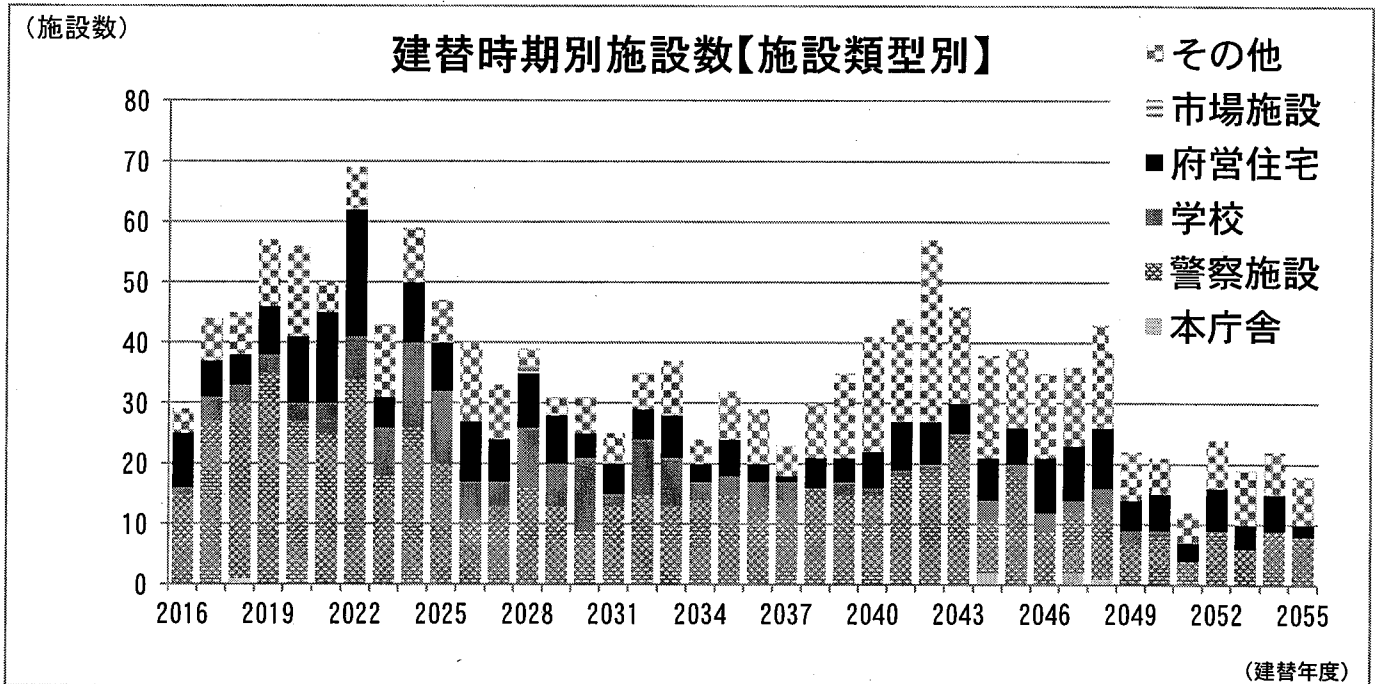
施設区分	施設数	施設数割合	延床面積(㎡)	延床面積割合
~99㎡	778	44%	37,146	0%
100㎡~	188	11%	37,857	0%
500㎡~	54	3%	39,476	0%
1,000㎡~	55	3%	79,960	1%
2,000㎡~	49	3%	120,777	1%
3,000㎡~	61	3%	208,741	2%
4,000㎡~	37	2%	167,258	1%
5,000㎡~	107	6%	761,734	6%
10,000㎡~	153	9%	2,013,181	15%
15,000㎡~	91	5%	1,535,988	12%
20,000㎡~	138	8%	4,235,122	32%
50,000㎡~	41	2%	2,817,608	21%
100,000㎡~	9	1%	1,167,977	9%
合計	1,761	100%	13,222,824	100%

④ 建替時期別施設数及び延床面積（老朽化の状況）

本府が所有する施設を建築後50年を経過した後に建て替えるとした場合、7年後の平成34年（2022年）が建替施設数及び延床面積のピークになる（69施設、約77万㎡）。

施設類型別にみると、施設数では警察施設、府営住宅が、延床面積では府営住宅、学校が多くを占める。

また、今後10年間で、建替時期を迎える施設の延床面積は全体の約4割となる。更に、今後20年間では、全体の約6割となる。



(2) 都市基盤施設（インフラ）の現状

① 道路等（インフラ）

ア 施設区分別箇所数等（平成26年度末時点）

区分	箇所数等	延長等	備考	
道路	道路	192 路線	1,530 km	改良率93%、舗装率99%
	橋梁	2,209橋	96 km	(累計橋長) 橋長2m以上 (うち15m以上は859橋)
	トンネル	30トンネル	8 km	(累計延長)
	地下道	30箇所	-	
	モノレール	2路線	28.6 km	
治水	河川	154本	777 km	延長等は左右岸平均 (府管理河川)
	河川設備	183施設	-	水門、排水機場
	砂防	852基	32,225 ha	基数は本堤及び床固め。延長等は砂防指定地面積
	溪岸保全		68.5 km	
	急傾斜地	173地区	-	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数189
	地すべり	13地区	-	地すべり防止区域指定箇所数は直轄除く
	ダム	2基	-	箕面川、狭山池
	海岸	172施設	74 km	施設数は水門等
下水道	管渠	7流域	560.4 km	
	設備	4,081施設	-	
港湾	62施設	120バース	施設数は港湾・物揚場他 (鋼構造)	
公園	19公園	985.0 ha		

イ 都市基盤施設の老朽化（平成26年度末時点）

施設・総数	平均供用年数			耐用年数を超える施設数・割合			耐用年数 ^{※3}
	大阪府	国 ^{※1}	都道府県 ^{※1}	現状	10年後	20年後	
橋梁(橋長2m以上) 2209橋	46年	35年	38年	18% 396橋	36% 789橋	68% 1507橋	60年
トンネル 30本	32年	32年	32年	10% 3本	10% 3本	10% 3本	75年
河川護岸 557km ^{※2}	38年	-	-	23% 129km	56% 310km	71% 397km	50年
河川設備(水門等) 183施設	31年	30年	27年	32% 58施設	63% 115施設	87% 160施設	10~40年
港湾・物揚場他(鋼構造) 62施設	38年	31年	31年	4% 2施設	55% 34施設	81% 50施設	50年
海岸設備(水門等) 172施設	39年	-	-	62% 105施設	74% 127施設	87% 148施設	40年
下水道管渠 558km	25年	-	20年	0% 0km	15% 81km	29% 160km	50年
下水道設備 4059施設	17年	-	-	55.9% 2282施設	89.1% 3635施設	100% 4081施設	10~20年
公園施設 541基(公園遊具)	13年	-	-	49% 264基	88% 475基	100% 541基	遊具10年

※1 出典：第1回社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会 資料2 社会インフラの維持管理の現状と課題

※2 概ね護岸の築造年度が分かるもののみを記載。ブロック積護岸、鋼矢板護岸等の合計。左右岸平均延長。

※3 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（S43 大蔵省令第15号）等より。これを超えると使用に耐えられないものではない。

② 環境農林水産施設（インフラ）

ア 施設区分別箇所数等（平成26年度末時点）

区分		箇所数等	延長等	備考
治山施設	治山ダム	0(2,367)基	—	
	地すべり防止等施設	0(35)箇所	—	アンカー工、ロープネット、地すべりアンカー等含む
	保安林管理道	2路線	6.6km	
自然公園	大阪府民の森	9公園	617ha	
	長距離自然歩道等	5路線	286.4km	
埋立処分地	護岸	—	6.7km	
	管理施設等	3箇所	—	排水処理施設、側溝水改善設備含む
農業施設	水利施設等	28[70]本	—	水利施設、水路、防潮堤含む
	農道	9[5]路線	—	
	トンネル・橋梁	26本	—	
	ため池・ダム	9[134]箇所	—	
漁港	漁港	12[1]漁港	—	防波堤、岸壁、物揚具、護岸など
	施設	116施設	—	排水機具、水門、防波堤など
	漁港毎岸	—	9.1km	堤防、突堤、護岸、離岸堤

イ 環境農林水産施設の老朽化（平成26年度末時点）

区分	箇所数等	延長等	平均経過年数	耐用年数超過施設割合			耐用年数	
				現状	10年後	20年後		
治山施設	治山ダム	0(2,367)基	—	—	—	—	—	
	地すべり防止等施設	0(35)箇所	—	—	—	—	—	
	保安林管理道	2路線	6.6km	10年	0%	100%	100%	15年
自然公園	大阪府民の森	9公園	617ha	21年	43%	72%	89%	10~45年
	長距離自然歩道等	5路線	286.4km	24年	14%	57%	86%	10~45年
埋立処分地	護岸	—	6.7km	—	—	—	—	50年
	管理施設等	3箇所	—	—	—	—	—	—
農業施設	水利施設等	28[70]本	—	60年	94%	94%	100%	20~38年
	農道	9[5]路線	—	35年	100%	100%	100%	10年
	トンネル・橋梁	26本	—	23年	0%	0%	0%	40~75年
	ため池・ダム	9[134]箇所	—	63年	100%	100%	100%	40~80年
漁港	漁港	12[1]漁港	—	59年	83%	100%	100%	50年
	施設	116施設	—	45年	64%	75%	93%	35~40年
	漁港毎岸	—	9.1km	50年	37%	89%	96%	50年

※「箇所数等」欄には、府が現在所有する施設数を記載している。また、（ ）には、府が現在所有していないが、府が管理している施設数を、[]には、府が現在所有・管理していないものの、府が設置した施設数を記載している。

「延長等」欄には、原則、本府が所有及び管理を行っている施設についてのみ記載。

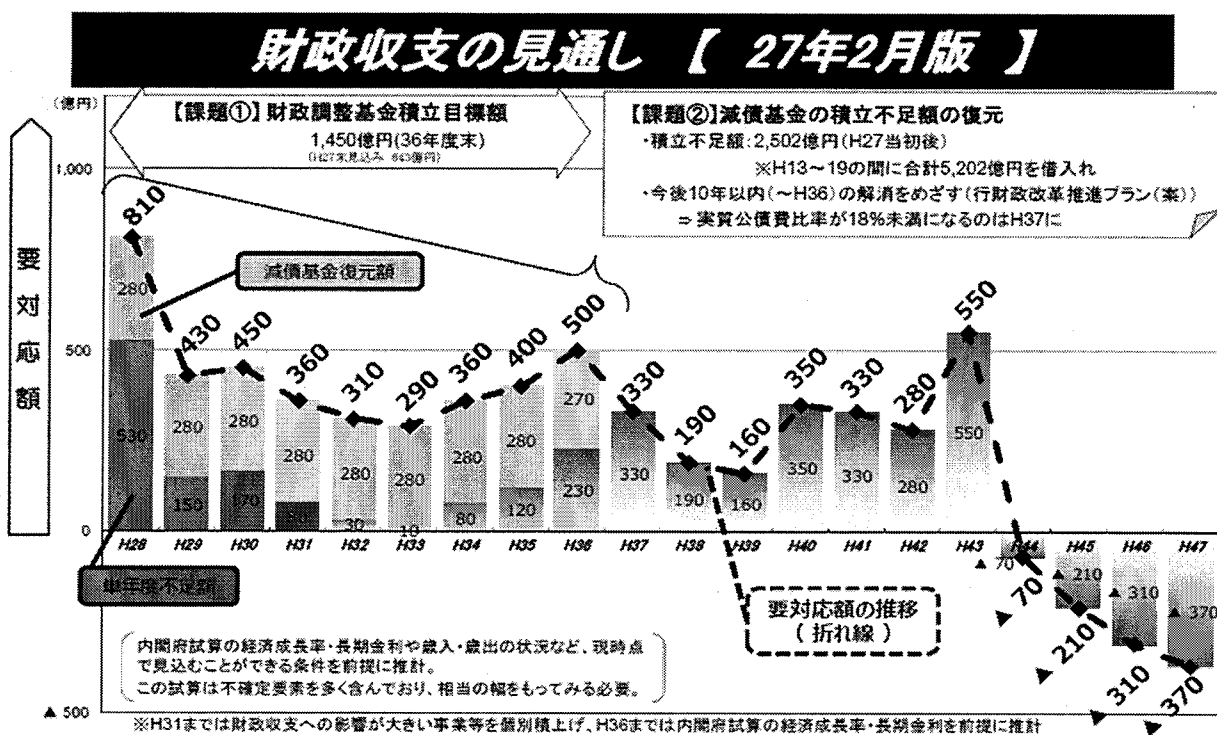
「平均経過年数」及び「耐用年数超過施設割合」は、経過年数等が不明な治山施設の一部と埋立処分地について省略している。

(3) 財政の現状

本府の財政は、歳入面では26年4月に地方消費税の税率が引き上げられた影響や景気動向により、府税収入全体ではリーマンショック前の水準にまで回復するものの、歳出面では社会保障経費や公債費などの義務的な経費が増えており、今後も増大する見込みであるなど、依然予断を許さない状況である。

また、本府の「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）」では、本方針による対応が未反映であっても、平成28年度の810億円をはじめ平成43年度までの間、毎年度要対応額⁽¹⁾が発生するという厳しい財政運営の見通しとなっている。

さらに、今後生産年齢人口の減少により、府税収入等の大幅な増加を期待できる状況ではなく、財源の確保が一層厳しくなることが懸念される。



出典「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）【平成27年2月版】」

¹ 要対応額・・・各年度における、単年度収支不足額及び過去に借り入れを行った減債基金の積立不足を解消するための復元額の合計。

(4) 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

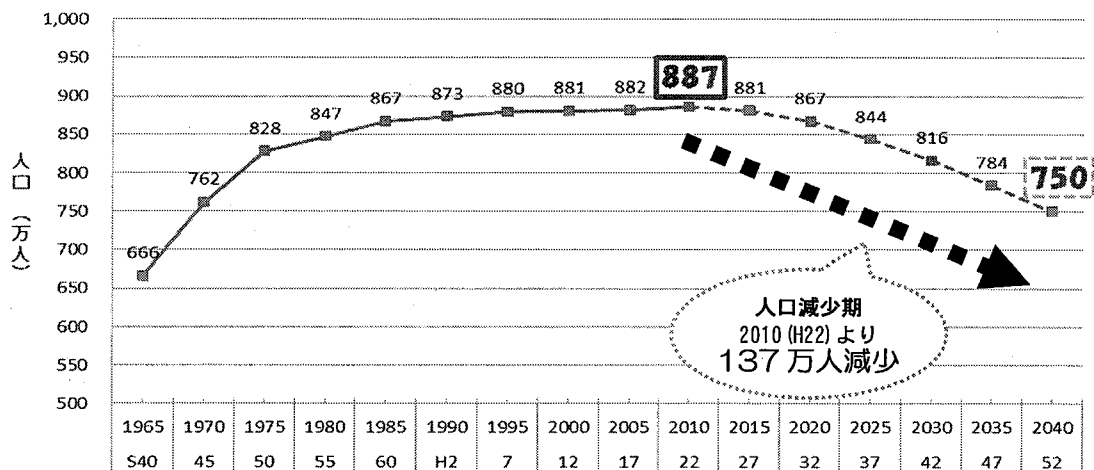
本府の人口は、平成22年(2010年)からの30年間で、約137万人(約15%)減少することとなり、本格的な人口減少社会を迎える。

人口構成で見ると、65歳以上の高齢者人口の急速な増加が予測されており、平成22年(2010年)では196万人であるのに対し、平成52年(2040年)には269万人と、30年間で73万人増加し、高齢化率は22.4%から35.9%まで上昇すると見込まれている。

一方、15~64歳の生産年齢人口の割合は減少を続け、平成22年(2010年)の565万人が平成52年(2040年)には409万人と、30年間で156万人(約28%)減少することとなり、全人口に占める割合は64.4%から54.5%まで低下すると見込まれている。

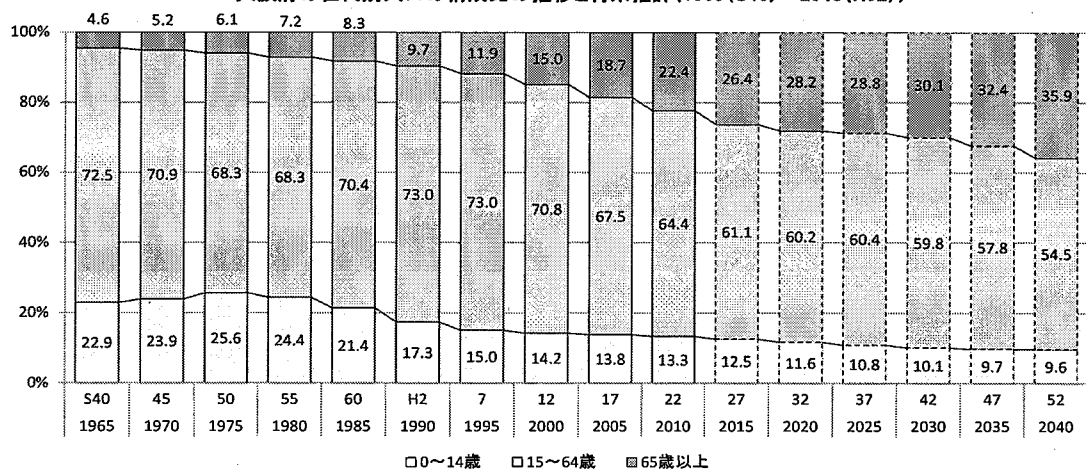
また、15歳未満の年少人口は、平成22年(2010年)の117万人が平成52年(2040年)には72万人と、30年間で45万人減少し、割合は平成22年(2010年)の13.3%から9.6%まで低下すると予測され、人口構成が大きく変化していくと見込まれている。

大阪府の人口推移と将来推計(1965(S40)~2040(H52))



上・下のグラフの出典：2010(H22)年までは総務省「国勢調査」。将来推計については、大阪府「大阪府の将来推計人口の点検について」(H26.3)における大阪府の人口推計(ケース2)を基に、府試算。

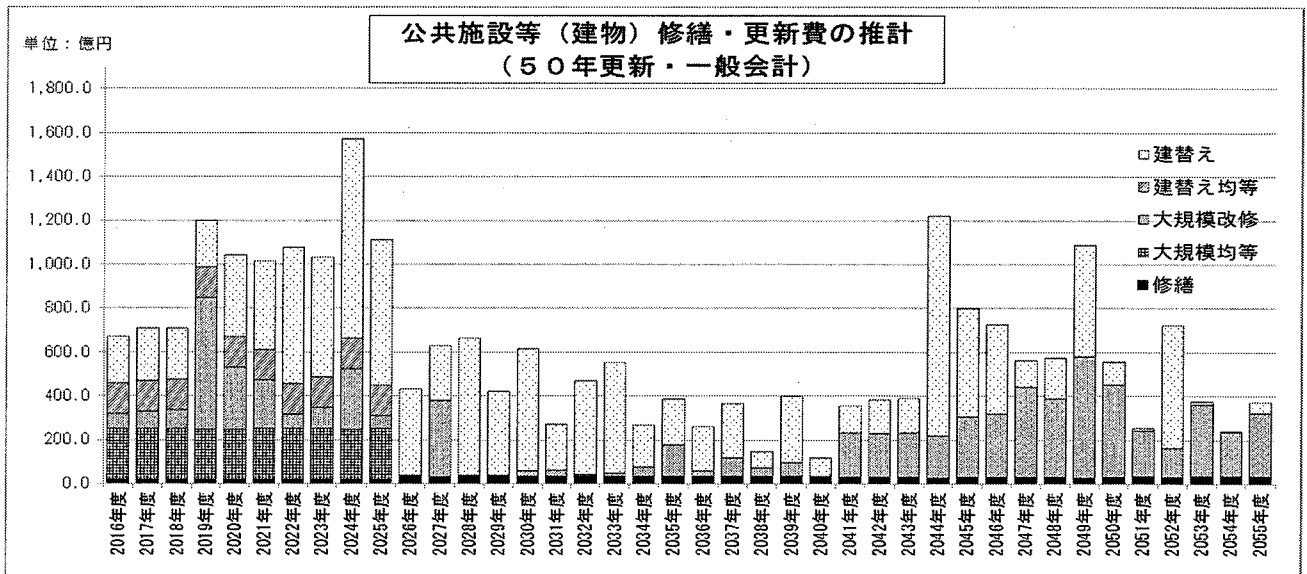
大阪府の世代別人口の構成比の推移と将来推計(1965(S40)~2040(H52))



(5) 建物の修繕・更新費の将来見通し

○「50年更新」の試算

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(鉄筋コンクリート造の事務所の耐用年数50年)を踏まえ、築後50年で更新すると仮定し、現在保有している建物(一般会計)の修繕・更新費用について、2055年度までの向こう40年間の将来見通しを試算すると、平成28年度から10年間の修繕・更新費用は年平均約1,012億円、40年間の修繕・更新費の総額は2兆4,638億円、年平均約616億円となる。



修繕・更新費の推計 <各項目で億円未満を四捨五入している。(合計が合わない場合が生じる)>

	平成 28～37 年 (2016～2025 年)	平成 38～47 年 (2026～2035 年)	平成 48～57 年 (2036～2045 年)	平成 58～67 年 (2046～2055 年)	合計
10年平均	約 1,012 億円/年	約 467 億円/年	約 440 億円/年	約 545 億円/年	約 2 兆 4,638 億円
20年平均	約 740 億円/年		約 492 億円/年		
40年平均	約 616 億円/年				

修繕・更新費の将来見通しの試算について

総務省の公共施設等更新費用試算ソフト^{※1}に準じて、以下の条件により試算した。

- 建替え : 建設時より50年後に同面積で建替えを計上
- ▨ 建替え均等 : 現時点で建設時より50年経過のものは今後10年間で均等に建替えを計上
(これらの施設については、25年後に大規模改修を計上)
- ▤ 大規模改修 : 建設時より25年後に大規模改修を計上
- ▩ 大規模均等 : ①現時点で建設時より26年以上、40年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を計上(これらの施設については、建設年から50年後に建替経費を計上)
②現時点で建設時より40年以上経過しているものは、大規模改修は計上しない
- 修繕 : 建替経費の0.2%^{※2}相当を毎年、日常修繕費として計上

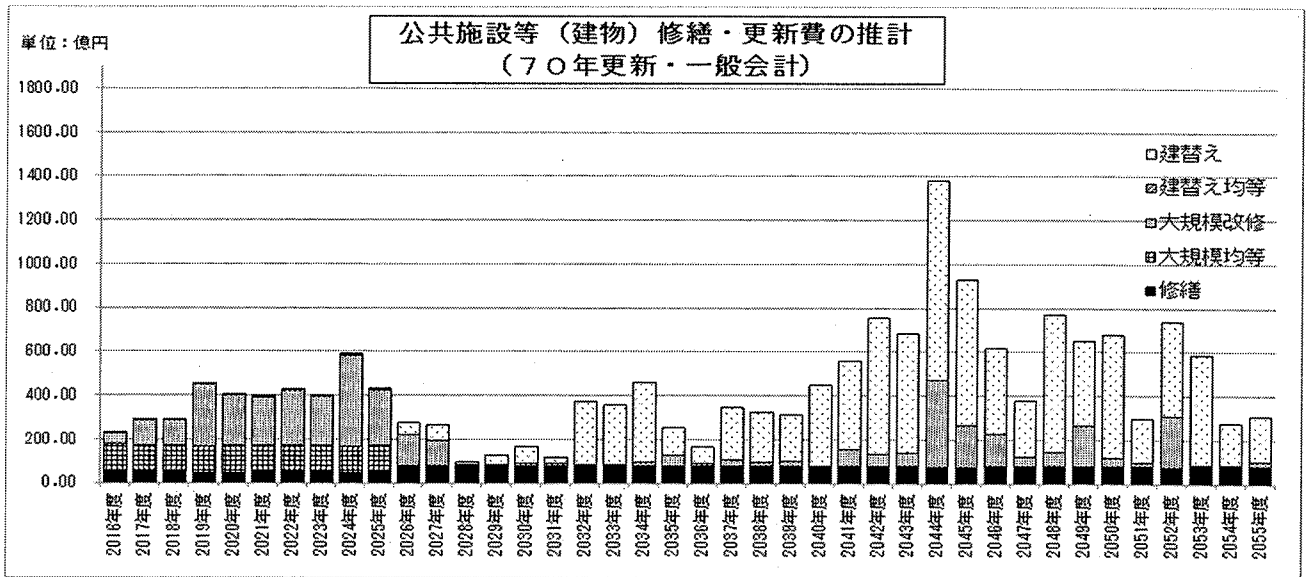
※1 建替え及び大規模改修単価については総務省設定単価を適用

※2 平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編)を参考

注) 改修予定のものについても上記考え方に基づき試算している。

○「70年更新」の試算

一方、財務省令が定める耐用年数は、あくまで税務上、減価償却費を算定するものであり建物の物理的な耐用年数ではない。公営住宅法では耐火構造の住宅の耐用年限を70年としている。また、文部科学省が策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（平成27年4月）」においては、「物理的な耐用年数は適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70年～80年程度」としている。これらを踏まえ、更新時期を築後70年と仮定し、修繕・更新費用について、一定の予防保全費を含め試算すると、平成28年度から10年間の修繕・更新費用は年平均約391億円、40年間の修繕・更新費用の総額が1兆7,608億円、年平均約440億円となる。



修繕・更新費の推計 <各項目で億円未満を四捨五入している。(合計が合わない場合が生じる) >

	平成 28～37 年 (2016～2025 年)	平成 38～47 年 (2026～2035 年)	平成 48～57 年 (2036～2045 年)	平成 58～67 年 (2046～2055 年)	合計
10年平均	約 391 億円/年	約 249 億円/年	約 591 億円/年	約 530 億円/年	約 1兆7,608 億円 ※
20年平均	約 320 億円/年		約 560 億円/年		
40年平均	約 440 億円/年				

※更新時期を50年から70年にするにより2056年度以降に生じる20年間(2056～2075年度)の修繕・更新費が別途あることに留意が必要。

修繕・更新費の将来見通しの試算について

総務省の公共施設等更新費用試算ソフト^{※1}に準じて、以下の条件により試算した。

- 建替え : 建設時より70年後に同床面積で建替えを計上
- ▣ 建替え均等 : 現時点で建設時より70年経過のものは今後10年間で均等に建替えを計上 (これらの施設については、25年後に大規模改修(前期)を計上)
- 大規模改修 : 建設時より25年後(前期)及び50年後(後期)に大規模改修を計上 (総務省単価の大規模改修費の3分の1を前期分、3分の2を後期分とする。)
- 大規模均等 : ①現時点で建設時より26年以上、40年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修(前期)を計上(これらの施設については、建設年から70年後に建替経費を計上)
②現時点で建設時より51年以上60年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修(後期)を計上(これらの施設については、建設年から70年後に建替経費を計上)
③現時点で建設時より60年以上経過しているものは、大規模改修は計上しない。
- 修繕 : 建替経費の0.7%^{※2}相当を毎年、予防保全費として計上(学校については0.4%^{※2})

※1 建替え及び大規模改修単価については総務省設定単価を適用

※2 平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編)を参考

注) 改修予定のものについても上記考え方に基づき試算している。

○現年度予算との比較

本府における建物の修繕・更新に対応するための平成27年度当初予算額は約260億円であり、全ての建物を築後50年で更新すると仮定した場合との差額は、平成28年度からの40年間でみると毎年度平均約356億円、直近の10年間では毎年度平均約752億円となる。

一方、築後70年で更新すると仮定した場合との差額は、平成28年度からの40年間で毎年度平均約180億円、直近の10年間では毎年度平均約131億円となる。

(50年更新試算との差額)

	平成28～37年 (2016～2025年)	平成38～47年 (2026～2035年)	平成48～57年 (2036～2045年)	平成58～67年 (2046～2055年)
10年平均	約752億円/年	約207億円/年	約180億円/年	約285億円/年
20年平均	約480億円/年		約232億円/年	
40年平均	約356億円/年			

(70年更新試算との差額)

	平成28～37年 (2016～2025年)	平成38～47年 (2026～2035年)	平成48～57年 (2036～2045年)	平成58～67年 (2046～2055年)
10年平均	約131億円/年	約▲11億円/年	約331億円/年	約270億円/年
20年平均	約60億円/年		約300億円/年	
40年平均	約180億円/年			

【参考】 「50年更新」と「70年更新」の試算の事例比較

(モデル)

- ◆ 建物類型 : 事務所
- ◆ 建物価格 : 100億円
- ◆ 大規模改修 : 建物価格の62.5%

○ 50年更新の場合

・大規模改修費	62.5億円
・修繕費(0.2%)	10.0億円
・更新費	100.0億円

総コスト(50年間)	172.5億円
年平均	3.5億円

○ 70年更新の場合

・大規模改修費(1/3)	20.8億円
・大規模改修費(2/3)	41.7億円
・修繕費(0.7%)	49.0億円
・更新費	100.0億円

総コスト(70年間)	211.5億円
年平均	3.0億円

第3 公共施設等の管理の現状及び課題

(1) これまでの財産管理の取組み

(1) - 1 建物（施設）

本府では、これまで、所有する建物について、耐震化や日々の適正管理に努めてきた。また、行財政改革の推進により、施設の統廃合等による施設保有量の縮減を図ってきた。

併せて、未利用財産の有効活用や、不要財産の売り払いなどを積極的に進め、財産を活用した歳入確保にも努めてきた。

① 適正な施設管理

ア 公有財産台帳による資産管理

本府では、大阪府公有財産台帳による府有財産に関する基本データ（施設名、所在地、所管課、用途、土地面積、建築面積、延床面積など）の一元管理をしており、電子計算システムによって処理を行っている。併せて、公会計の資産台帳としても活用し、資産状況を一元的に把握している。

また、各財産管理者である部局長は、その用途及び目的に応じ個々の施設を良好に維持することに努めている。

イ 建物の耐震改修

府有建築物の耐震化の目標値（9割以上）と耐震化への基本的な取り組みを明記した「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」（平成18年12月策定）及びより具体的な耐震化の目標値や耐震化事業の取り組み方を示した「府有建築物耐震化実施方針」（平成19年3月策定）に基づき、現行の耐震設計基準が施行された昭和56年以前に建設された府有建築物の耐震性能の向上に取り組んでいる。

府有建築物耐震化実施方針（H19.3策定）の考え方

(1) 対象施設 特定建築物及び準特定建築物*のうち、現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない施設。なお、特定建築物及び準特定建築物以外の施設については、日常の維持補修の中で必要に応じ耐震化対策を行う。

※「準特定建築物」とは、特定建築物以外で、下記条件を満たす施設

- ア 災害時に重要な機能を果たす建築物：規模関係なく全て
- イ 府立学校：非木造2階以上又は200㎡以上
- ウ 府営住宅：住棟
- エ その他の一般建築物：福祉施設や青少年施設等、特定建築物に準じると判断される建築物で、原則2階以上かつ200㎡以上

(2) 目標

■期間 平成18年度から平成27年度までの10年間

■耐震化率 90%以上 ただし、下記建築物は100%

- ・災害時に重要な機能を果たす建築物
- ・府立学校
- ・避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物

(3) 進め方

■長期的な活用を図る建築物 ⇒耐震改修

■老朽化や機能面等から長期的な活用が難しい建築物

⇒複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替え等による耐震化

・取組みの結果、H27.4.1現在の耐震化率は次のとおりである。

建物用途	総棟数	耐震指区分 A	耐震指区分 B C D	耐震化率 (%)
	∞	∪	②	∪ / ∞
ア 災害時に重要な機能を果たす建築物 <small>(対象施設) 本庁舎 府民センター、警察施設、病院、保健所、避難所(府立学校等)等</small>	361	346	15	95.8
イ 府立学校(避難所を除く) <small>(対象施設) 府立高校、府立中学校</small>	1,175	1,165	10	99.1
ウ 府営住宅 <small>(対象施設) 高層住宅、中層住宅等</small>	3,710 (137,002戸)	2,951 (111,911戸)	759 (25,091戸)	79.5 (81.7)
エ その他の一般建築物 <small>(対象施設) 府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察消防官舎等</small>	217	177	40	81.6
府有建築物全体	5,463	4,639	824	84.9

耐震指区分A：耐震指区分を満たすもの

耐震指区分B、C、D(府営住宅のみ)：耐震指区分を満たさないもの

※1 区分の詳細は「府有建築物の耐震指区分と指区分」の各リンク先を参照してください。

※2 棟数は、建築物の新築・用途廃止・用途変更・建替・耐震改修等により、毎年変動します。

出典「府有建築物の耐震化の取り組みについて(概要)」

② 行財政改革等の推進

ア 行財政改革の取組みによる施設保有量の縮減

本府では、平成8年1月の「大阪府行政改革大綱」策定以降、累次の行財政計画を策定し、全国に先駆けた行財政改革に取り組んできた。

長年にわたり行財政改革に取り組む中で、公の施設の改革、施設の廃止、再編等により、施設保有量の縮減を進めてきた。

取組内容	主な実績
公の施設の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年9月、府が危機的な財政状況に直面している中、策定された「財政再建プログラム（案）」において、財政再建の具体的取組の一つとして「公の施設の改革」を位置付け、平成12年3月には、それぞれの施設のあり方や数値目標を定めた「公の施設改革プログラム」を策定。 ・それ以降も引き続き累次のプログラムを策定し、公の施設改革を進めてきた。（※） <p>平成10年度以降 廃止（30施設）、民営化等（37施設）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>（※）累次のプログラムによる取組み、点検</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再建プログラム（案）（平成10年9月） ・公の施設改革プログラム（平成12年3月）（平成14年2月） （平成17年2月） ・財政再建プログラム（案）（平成20年6月） ・大阪府財政構造改革プラン（案）（平成22年10月） ・行財政改革推進プラン（案）（平成27年2月）
庁舎系施設の再編（出先機関の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・府税事務所の再編（21所→10所） ・自動車税事務所の再編（3所→1所） ・保健所の再編（22所7支所→12所） ・労働事務所の再編（3所→1所） ・公園事務所の廃止（5所） <p style="text-align: right;">等</p>
福利厚生施設の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員宅舎（18宅舎970戸）、独身寮（4寮215室）を全廃。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・府立大学、府立5病院の地方独立行政法人化 <p style="text-align: right;">等</p>

イ 施策の再構築に伴う施設の再編

本府は、限られた財源の中で、社会情勢や府民ニーズの変化に柔軟かつ機動的に対応するため、あらゆる角度から施策の精査・点検を行い、施策の再構築に取り組んできており、合わせて、関連する施設の再編を実施してきた。

取組内容	主な実績
府立学校の再編	・府立学校の特色づくりとあわせた再編整備の実施
警察施設の再編	<p>【交番（駐在所含む）】</p> <p>・交番の再編（956 か所（昭和 43 年）→ 649 か所）</p> <p>【交通安全施設】</p> <p>○現状（平成 26 年度時点）</p> <p>交通信号柱 52,264 本（信号制御機 11,892 機）</p> <p>道路標識柱 202,026 本</p> <p>・点検実施による予防保全の考え方に基づいた維持管理及び計画的な更新を進めることと合わせて道路標識柱の削減にも取り組んでいる。</p> <p>【待機宿舎】</p> <p>・待機宿舎の集約化を図り全体戸数を減らし、集約化による余剰地の売却益を活用し建替えを推進。</p>

ウ 府有財産の売払い、有効活用の取組み

i) 府有財産（低・未利用財産）の売払い

平成 10 年 9 月に策定された財政再建プログラム（案）において、危機的な財政状況を打開するための自主財源の確保方策として「府有財産の売払いの推進」を位置付け、以降、低・未利用財産について、積極的に公用廃止・売却を推進してきた。

<売払いの実績の推移>

(億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
金額	66	120	81	77	105	128	106	155	228	273	147	199	104	73	144	214	98	2,318

※平成 26 年度は最終予算額(財産活用課における不動産売払収入)

ii) 府有財産の有効活用の推進

平成 18 年 4 月に専任組織を設け（総務部管財課を財産活用課に改称、活用推進グループを新設）低・未利用地の有効活用を図ることとし、以下の取組みを進めてきた。

○平成 18 年度

- ・府有財産の有効活用に向けた実態調査を行い、その結果*をもとに、公の施設など 60 施設の売払いや空きスペースの有効活用等を促進。

※「府有財産の有効活用に向けて（案）」(H19. 2)

※「府有財産有効活用マニュアル（案）」（H21.7）

○平成21年度

- ・売払い可能物件の掘り起こしのための自主点検調査を行い、府営住宅内の低・未利用地など174施設の売払い等を促進。

○平成25～26年度

- ・減損会計導入に伴う府有財産の実態調査を実施。
（調査対象施設数 562件、有効活用可能件数4件）

エ その他の歳入確保の取組み

本府では、府有財産の売払い以外にも、あらゆる機会、様々な場面を捉え、歳入確保の取組みを行ってきた。

取組内容	主な実績																				
ネーミングライツ	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の活動支援を充実するとともに、多くの府民に親しんで利用してもらえる施設運営等を目指し、平成21年度から導入。 ・スポーツ施設や貸館施設のみならず、国内での先行事例が少ない施設や付帯設備等も含め、ネーミングライツ導入の検討を実施。 <p>【平成26年度収入額 30百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道橋（12箇所） ○府立漕艇センター ○府立体育会館 																				
広告事業	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の有効活用の観点から、施設の壁面等を活用し、広告等を掲載することにより、歳入確保に取り組んできた。 <p>【実績】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	金額	4	1	0	1	1	2	2	2	1
年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26												
金額	4	1	0	1	1	2	2	2	1												
自動販売機設置にかかる公募の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の有効活用の観点から、自動販売機設置業者の選定を原則公募とし、使用料の額を応募者の提案価格とすることで、毎年度約4億円の増収に繋げてきた。 																				
事業予定地の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・当面着手予定のない事業予定地や道路高架下の空間などを民間事業者等へ公募により貸し付けている。 <p>【実績】 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>67</td> <td>116</td> <td>192</td> <td>212</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table>	年度	20	21	22	23	24	25	26	金額	3	22	67	116	192	212	216				
年度	20	21	22	23	24	25	26														
金額	3	22	67	116	192	212	216														

行政財産使用料・普通財産貸付料の減免見直し	・府の関係団体等に貸付等を行っている財産の減免について、その必要性を精査し、見直しを行ってきた。					
	【増収効果額】					(百万円)
	年度	21	22	23	24	25
金額	326	256	86	88	79	80

オ コスト縮減の取組み

本府では、歳入確保の取組みに加え、コスト縮減の取組みも積極的に進めてきた。

取組内容	主な実績
民間資金等の活用 (PPP ⁽ⁱⁱ⁾ /PFI ⁽ⁱⁱⁱ⁾)	<p>・PFI法の制定を受け、平成11年11月、庁内にPFI検討委員会を設置。</p> <p>・「大阪府PFI検討指針(14年2月)」を策定し、PFIを推進。</p> <p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江坂駅南立体駐車場整備事業 ○府営住宅民活プロジェクト(12箇所) ○府警待機宿舎建替整備等事業、单身寮整備等事業 ○水と緑の健康都市第1期整備等事業、小中一貫校整備等事業 ○府立消防学校再整備等事業
ESCO事業 ^(iv)	<p>・建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO(エスコと読む。Energy Service Companyの略)事業を平成13年より広汎な府有施設へ効果的に展開。</p> <p>・平成26年度末時点で33施設で事業化し、累計で光熱水費削減額は約57億円、平均省エネ率約23%、二酸化炭素排出削減量は約13万トンを達成。</p> <p>・今後は平成27年2月に策定した「新・大阪府ESCOアクションプラン」に基づき、府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図るとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOによる手法等も活用しながらESCO事業の導入を効果的に推進していく。</p> <p>【新・大阪府ESCOアクションプランの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：10年間(平成27年度～平成36年度) ○対象施設：府有施設82施設 ○推進目標：60億円の光熱水費の削減【前プラン実績 約51億円】 二酸化炭素排出削減量8,700トン/年

③ 府立学校の老朽化対策への取組み

府立学校施設については、築年数 60 年を目途に、平成 19 年度までの間、老朽化に伴う改築を進めてきた。

平成 18 年度以降は、「府有建築物耐震化実施方針」に基づき、学校施設の耐震化に重点的に取り組むこととして、耐震補強工事に併せて外壁改修や屋上防水などの建物外部については改修工事を実施してきたが、設備面の劣化が課題となっている。

こうした中、平成 25 年 2 月に「府立学校施設の老朽化対策 基本的な考え方」を作成し、長寿命化を目的とした既存施設の改修や、建替による老朽化対策を行うこととした。また、平成 25 年度には、府立学校 19 校で建物躯体の老朽度調査を行った。

今後は、平成 26 年度に取りまとめた「府立学校施設老朽化対策方針（案）」を、本方針との整合を図ったうえで、「府立学校施設老朽化対策方針（仮称）」を策定し、学校の老朽化対策を計画的に取り組んでいくこととする。

④ 府営住宅におけるストック活用の取組み

府営住宅は、当初、平成 13 年度に「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を策定し、「原則として新たな供給を行わず、これまで蓄積してきたストックを有効活用する」ことを基本方針とし、建替えや高齢者向け改善等の事業を適切に選択して、老朽化ストックの更新やバリアフリー化の推進等に取り組んできた。また、平成 18 年度に計画を改定し、ストックの耐震化を早急に進めていくこととした。

その後、平成 22 年 10 月に策定された「大阪府財政構造改革プラン（案）」では、住宅政策のあり方として、府営住宅の供給を中心とした政策から、公的賃貸、民間賃貸住宅等を含めた住宅市場全体を活用した府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換することとし、府営住宅については、福祉部門と連携したソフト・ハード両面にわたる低額所得者や高齢者等への対応など、住宅セーフティネットの確保を前提として、将来的に量的な縮小を図ることとした。

これらを踏まえ、平成 24 年 3 月に「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を改定し、まちづくりに向けストックの活用や、耐震改修等の事業の拡充による早期耐震化、中層エレベーター設置等によるバリアフリー化を進めるとともに、低需要団地における一部用途廃止等の取組みを図ることとした。

なお、平成 24 年度から府営住宅事業特別会計を設置し、建設費や管理費だけでなく人件費や公債費を含めたフルコストを管理し、自律的な経営を展開している。

ii PPP・・・Public Private Partnership の略。

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

iii PFI・・・Private Finance Initiative の略。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するこ

とで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

iv ESCO 事業・・・「ESCO」は Energy Service Company の略。

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。

(1) - 2 都市基盤施設（インフラ）

本府は、早い時期から都市基盤施設の整備が行われてきた。中でも、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された道路、河川、港湾、海岸、公園、下水道など多くの都市基盤施設は、今後、一斉に老朽化を迎えることとなり、このまま放置すれば、人命に関わる事故や都市機能が損なわれる危険性が増大する恐れがある。加えて、これら大量の都市基盤施設が、更新時期を迎える近い将来には、更新に要する莫大な費用が財政運営を圧迫するといったことが懸念される。

そのため本府では早くから、これらの問題にしっかりと向き合い、全国に先駆けて、都市基盤施設の維持管理にアセットマネジメントの考え方を取り入れた「土木部維持管理計画（案）（平成 13 年 3 月）」や「維持管理アクションプログラム（平成 17 年 4 月）」などの維持管理に関する計画を策定してきた。

また、平成 16 年 7 月には、全国アセットマネジメント担当者会議を設立し、国及び全国の地方自治体に向け、予防保全の考え方を取り入れた維持管理の重要性、方策を発信するなど、先導的な取組みも進めてきた。

現在、都市基盤施設の維持管理に関しては、政策目標に「維持管理の重点化」を掲げ、予算についても、平成 23 年度以降、従来の 1.5 倍に増額し、日常の点検や補修に加えて、施設の長寿命化に資する予防保全対策を強化している。

平成 27 年 3 月には、今後 10 年間を見通した戦略的な維持管理を推進するための基本的な考え方を定めた「基本方針」と基本方針に基づく分野・施設毎の具体的な対応方針を定めた「行動計画」からなる「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を策定し、一層戦略的な維持管理を推進し、長寿命化に取り組んでいる。

土木部維持管理計画（案）平成13年3月 「維持管理の基本方針」

- ◇維持管理の問題点を検証し、総合的かつ計画的な取組の方向性を示す
- ・安全と安心の目標（維持管理水準）に基づく維持管理の推進

アセットマネジメント導入

アセットマネジメント担当者会議設立平成16年7月 アセットマネジメントの積極的導入に向けた全国組織

維持管理アクションプログラム（案）平成17年4月 「維持管理の進め方」

- ◇具体的な維持管理を実施していくための行動指針
- ・PDCAサイクルによる維持管理マネジメントと体制の確立を重視
- ・維持管理行動計画として、日常のおよび計画的維持管理の考え方を提示

◇橋梁や舗装について劣化予測により最適な補修タイミングを導く予防保全手法を確立

◇維持管理アクションプログラム（案）を踏まえ、中期的な維持管理に関する費用を推計
今後の維持管理費用を推計（10年間で2600億円が必要）

都市整備中期計画（案）平成24年3月 「維持管理の重点化」

- ◇予防保全の観点等から計画的な補修による長寿命化 → 施設の更新のための歳出を平準化、ライフサイクルコストを縮減
- ◇維持管理予算の必要水準（260億円/年）に向け段階的に増額（H22：170億円 → H25：260億円）

- ◇道路、河川の日常的な車両パトロールに加えて、徒歩によるきめ細やかな定期パトロールの導入（H23～）
- ◇有識者で構成する橋梁テクニカルアドバイス制度を構築（H23～）
- ・土木事務所単位等での橋梁技術講習会（市町村含む）および技術相談

安全に対する社会的要請
笹子トンネル天井板落下事故 H24.12
科学的、専門的知見に基づく、
より効率的・効果的な維持管理の推進

大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会を知事の附属機関として設置 平成25年11月
都市基盤施設の効率的・効果的な維持管理・更新に関する長寿命化計画について諮問（12月）

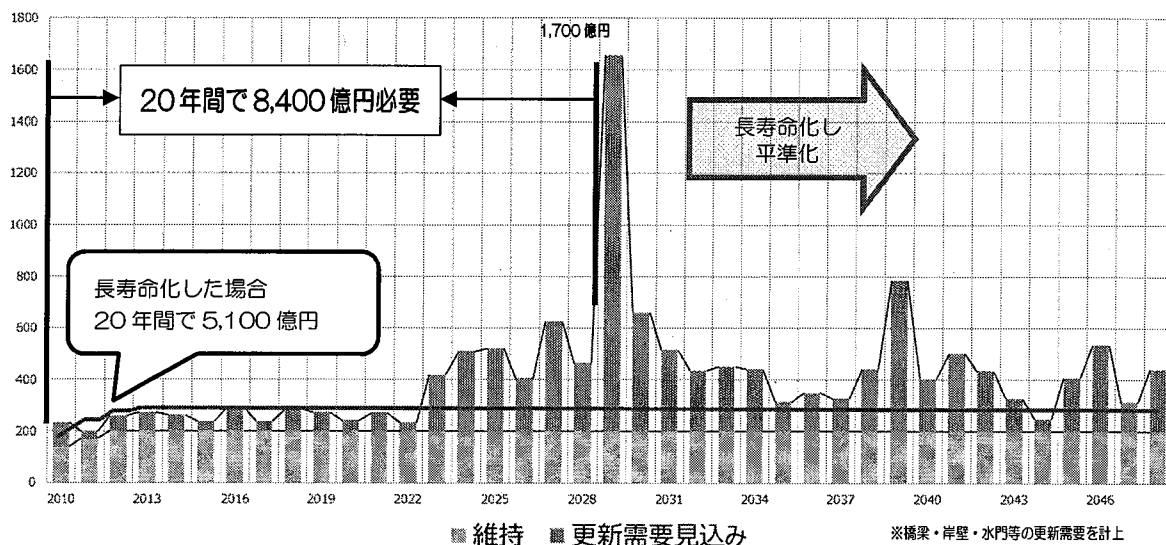
H27.1/27：とりまとめ（審議会・部会の開催状況 H25：10回、H26：19回開催）
H27.2/18：答申 大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会

審議会での答申を踏まえ策定

「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」平成27年3月

- 基本方針 ◇全都市基盤施設を対象とした維持管理・更新の基本方針
- 行動計画 ◇基本方針に沿った分野毎の維持管理・更新のための行動計画

(参考)「都市整備中期計画(案)(H24年3月)」



	20年間で要する費用 (平成23年から42年)
長寿命化しない場合	8,400億円
長寿命化した場合	5,100億円
20年間の財政縮減効果	3,300億円

- 計画の中で、「維持管理の重点化」を掲げ、施設の長寿命化に資する予防保全対策を強化するとともに、更新費用を平準化してきた。
- 具体的には、維持管理予算の必要水準(260億円/年)に向け、平成22年度(2010年度)の170億円から平成25年度(2013年度)の260億円(1.5倍増)まで、段階的に増額してきている。

(2) 管理の現状及び今後の課題

本府ではこれまでの不断の行財政改革などの取組みにより、施設の縮減を進めてきた。しかしながら、今なお、多くの公共施設等を保有しており、これらの施設の老朽化が進行する状況にある。

一方、本府の施設管理の現状としては、施設の基本情報は一元管理しているものの、建築・電気・機械の各種設備に係る保全情報は十分に把握できていないため、計画的な保全・管理体制が構築できていない。そのため、各施設の管理者が日常の管理を行っているものの、実態としては不具合が発生してから補修対応をする、いわゆる事後保全に頼る傾向があり、こうした対応を続けていると、今後、施設の著しい機能低下に繋がる可能性がある。

また、施設の改修や更新にあたり、施設に投資する当面の経費を削減するあまり、施設のライフサイクルコストとしては結果的に多額の費用を投じる可能性も想定される。

これまでの取組みや施設管理の現状を踏まえると、本府として今後検討すべき課題は、次のとおりである。

① 公共施設等の長寿命化と予防保全型の維持管理体制の構築

本府の厳しい財政状況の中では、今後全ての施設を築後50年経過後に更新することは困難であることから、既存の施設を長期に安全に使用できる取組み、いわゆる長寿命化を図る必要がある。なお、施設の更新検討にあたっては、中長期的なコストに留意しつつ、建設投資の軽減と毎年度の財政負担の平準化を目指す必要がある。

また、長寿命化を図るためには、公共施設等の老朽化の進行に備え、府民等が安全・安心に施設利用できるように、施設の点検体制の充実を図り、施設の不具合が発生する前に予防的に施設の改修や機器の更新等を行う仕組みを構築する必要がある。

② 施設総量の最適化・有効活用

継続的に行財政改革に取り組み、施設の縮減を進めてきたが、当面、既存施設総量の大きな削減が見込めない中では、原則として新たな施設を造らないこと、既存施設を更新・有効活用する際にも、他施設との複合化・集約化、民間施設の利用など、様々な工夫を行い、総量の適正化に努める必要がある。

長期的には、人口の減少や構成の変化により施設の利用需要が変化することも予想されるため、そうした変化に的確に対応していく必要がある。

第4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本府が今後検討すべき課題である「公共施設等の長寿命化と予防保全型の維持管理体制の構築」と「施設総量の最適化・有効活用」に対応するため、建物（施設）については、以下の基本方針により、ファシリティマネジメントを推進していくこととする。

また、府営住宅や都市基盤施設（インフラ）については、これまでの先行的な取組みを踏まえ、引き続き、府営住宅は「大阪府営住宅ストック総合活用計画（平成24年3月）」、都市基盤施設（インフラ）は「大阪府都市基盤施設長寿命化計画（平成27年3月）」に基づき、取り組むこととする。

建物（施設）

○ 長寿命化

- ・施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図る。
- ・点検・劣化度調査等を行い、予防保全型の施設維持管理体制を構築し、府民の安全・安心の確保に努める。

○ 総量最適化・有効活用

- ・新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る。

府営住宅

「大阪府営住宅ストック総合活用計画（平成24年3月）」に基づく取組み
（基本的な方針）

都市型高齢社会・人口減少社会におけるまちづくりに向けて府民の貴重な資産である府営住宅ストックを活用し入居者に対し安全・安心・やさしさを確保するとともに地域力の向上、まちの活力を創造する。

- I 地域力向上に向けたまちづくりの推進
- II 安全・安心でやさしく暮らせる住まいづくり
- III 地域コミュニティの活性化と住民福祉の支援
- IV 経営の自律化の推進

都市基盤施設（インフラ）

「大阪府都市基盤施設長寿命化計画（平成27年3月）」に基づく取組み
（基本方針）

- I. 効率的・効果的な維持管理の推進
 - ・致命的な不具合を見逃さない
 - ・予防保全をレベルアップする
 - ・更新時期をしっかりと見極める
- II. 持続可能な維持管理の仕組みの構築
 - ・人材の育成と確保、技術力向上と継承の仕組みを構築する
 - ・地域が一体となった維持管理を実践する
 - ・維持管理業務の改善を図る

※ 環境農林水産施設をはじめ、他のインフラについては、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に準じた取組みを進める。

(1) 建物（施設）

(1) - 1 長寿命化

① 長寿命化の実施方針

1 長寿命化の推進（維持・更新経費の軽減・平準化）

- ・施設の更新時期については、築後70年以上を目標とする。
- ・計画的な改修を実施し、施設の適切な維持管理に努める。

2 予防保全型の維持管理体制の構築（府民の安全・安心の確保）

- ・長寿命化にあたっては、これまでの事後保全型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制への転換を図る。
- ・適切な予防保全を行うため、点検・劣化度調査、日常点検等の結果を一元的に管理、分析、活用ができる総合的な施設管理システムを整備する。
- ・施設の点検・劣化度調査等から修繕実施を行うまでのサイクルを構築し、施設の長寿命化と府民の安全・安心の確保に努める。

② 長寿命化に向けた取組方針

(②-1 長寿命化の推進)

ア 長寿命化の推進

施設については、更新時期を概ね築後50年で検討しているものを20年以上延伸し築後70年以上を目標とする。

施設の長寿命化にあたっては、これまでの事後保全型の維持管理体制から予防保全型の維持管理体制へ転換することで施設の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図り維持・更新経費の軽減・平準化、トータルコストの縮減を目指す。

イ 計画的な改修の実施

計画的な改修を実施するにあたり、適切な時期に適切な工事を行う判断として、概ね3年間で、一定規模以上の施設の点検・劣化度調査等を実施し、その結果に基づき中長期保全計画^(v)及び修繕実施計画^(vi)を策定する。

その際、施設の耐用年数の見通しについても、併せて検討し、特に築後70年を経過している施設は、耐震改修やこれまで行われた修繕実績など施設の状況を踏まえ、更なる長寿命化が可能かどうかを検討する。

併せて、築後概ね25年、50年を目処に、施設需要を踏まえた大規模改修の実施

を検討する。具体的には、築後25年目の大規模改修を検討する際、施設の将来的な必要性や適正規模の点検を行い、築後50年目の施設については、後述の「(1) - 2 総量最適化・有効活用」の「②ア 築後50年目の施設の活用方針の検討」による点検を行い、将来的な活用方針を検討する。

ウ 更新にあたっての検討

点検・劣化度調査等を実施する中で、主要構造部のコンクリートの強度や中性化の進行を確認した結果において劣化が著しい場合や物理的な狭隘の度合が著しく高い場合など、通常の維持・修繕を加えても安全性や府民サービスを確保できない状態で、他の施設への集約化や有効活用等の代替策がない場合に限り、築後70年に満たない場合でも更新を検討する。

なお、更新にあたっては、長寿命化対策として、計画の段階から、更新後の維持管理の簡便さやライフサイクルコストの検証、間仕切りの変更や用途転用しやすい構造体・内装を計画する「スケルトン・インフィル」の視点を踏まえる。

また、現状の規模をそのまま更新するのではなく、規模の適正化、他施設への集約化などを十分に検討する。

エ 民間手法の活用、新たな技術の導入

更新、改修にあたっては、PPP/PFI等民間手法の積極的な活用を検討する。具体的には、更新の際におけるPFI等民間手法の導入や、改修の際のESCO事業導入の可能性を検討し、コスト縮減を図る。

また、新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努める。

オ 長寿命化対策に有効な技術の研鑽

限られた財源を有効に活用し、効果的に維持管理を行っていくためには、長寿命化対策に有効な技術を研鑽していく必要がある。

このため、長寿命化対策に有効な新たな技術を確認するための改修を行うことを検討するとともに、計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検証し、効果的な維持管理を推進していく。

(②-2 予防保全型の維持管理体制の構築)

ア 計画的・効率的な維持管理体制の構築（点検・劣化度調査等の実施）

府民の安全・安心の確保を図るため、一定規模以上の施設については、建築基準法第12条に規定する法定点検の活用に加え、法定点検では補足できない設備等の劣化状況について劣化度調査及び施設管理者による日常点検を実施し、施設の状態を把握する。これらの取組みを積極的に進め、施設の適切な機能保持を図り、突発的に生じる恐れのある事故を予防する。

また、施設管理者による日常点検実施にあたっては、点検ポイントや判断基準などをまとめた点検マニュアルの整備、点検技術研修の開催、相談窓口の開設等を行い、施設管理者の技術向上を図る。

併せて、施設の法定点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等で得たデータを概ね3年間で取りまとめ、一元的に管理、分析、活用ができる総合的な施設管理システムを整備し、計画的・効率的に保全を行うための維持管理体制を構築する。

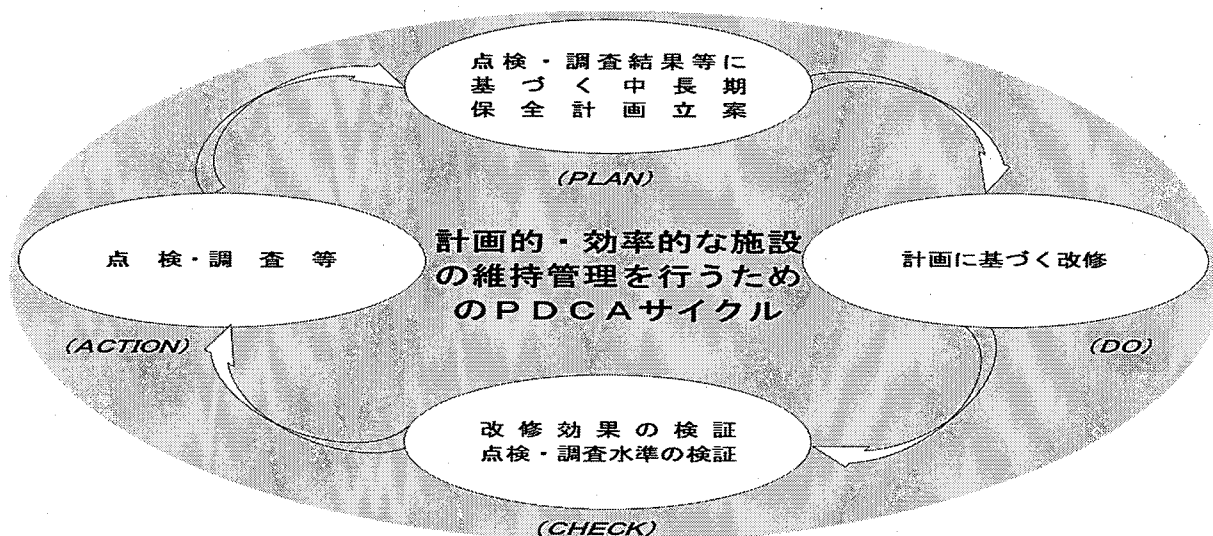
イ 点検、劣化度調査等を踏まえた予防保全の実施

施設の点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等の結果を集約した施設管理システムのデータ（施設の劣化状況）を踏まえ、中長期保全計画及び施設の運営や利用状況等を総合的に勘案した修繕実施計画を策定し予防保全を実施する。

また、予防保全の結果については、点検、劣化度調査の結果と同様に情報管理システムに集約し、今後の維持管理等に活用できるよう管理する。

ウ PDCAサイクル^(vii)の構築

ア、イの取組みを通じ、施設の点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等を適切に実施し、必要な対策を行うとともに、修繕実施計画に基づき実施した予防保全の結果等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というPDCAサイクルの構築を推進していく。



v 中長期保全計画・・・個々の建物ごとに長寿命化の取組の実行性を担保するため、中長期的視野にたった取組内容とスケジュールを定めた保全計画。

vi 修繕実施計画・・・個々の建物ごとに、施設の運営や利用状況などを総合的に勘案し、向こう5年間で実施することが望ましい修繕工事について実施時期等の調整を図る計画。

vii PDCA サイクル・・・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

(1) - 2 総量最適化・有効活用

① 総量最適化・有効活用の実施方針

1 新規施設整備の抑制

- ・施設の新設は、原則行わない。(新たなニーズに対応する場合は、既存施設の有効活用、転用を検討し、これらができない場合は、新設、増設を検討する。)

2 施設保有量の最適化(人口減少社会に対応した施設総量へ)

- ・本格的な人口減少社会の到来に備え、少子高齢化の進展や児童生徒数の減少等、人口動態の変化による個々の施設の需要見込みを踏まえ、施設の減築、集約化、売却等により施設保有量の縮減を図り、次世代に継承可能な施設保有量を実現する。
- ・また、将来に大きな財政負担を残さないかたちで施設を維持更新していくため、未利用財産の売却・貸付による財源の確保に努める。

3 既存施設の有効活用の推進(人口動態、社会環境変化への対応)

- ・人口動態や社会環境の変化等による新たな行政ニーズを的確に捉え、既存施設の有効活用による多機能化、転用等を進め、より少ない投資で柔軟に対応する。

② 最適保有量の実現に向けたアプローチ

最適保有量の実現に向けて、施設の劣化(老朽)度、有効活用度を測り、将来の施設の活用方針を検討する。

今後10年間で約4割の施設が築後50年を迎えることから、その節目に大規模改修を検討する際には、改修により築後70年目まで現在の施設が使用可能かどうかという視点も踏まえて、劣化状況を点検するほか、施設の必要性から適正規模を点検するなど、多面的に施設調査を実施する。(「ア 築後50年目の施設の活用方針の検討」)

併せて、毎年度、施設が十分に活用されているかを点検し、有効活用方策を検討する。(「イ 評価指標による有効活用の検討」)

これら2つの点検により、総量最適化と有効活用に向けた取組みを促進する。

ア 築後50年目の施設の活用方針の検討

今後10年間で約4割の施設が築後50年を迎えるが、築後50年目を機に、劣化状況や必要性等の点検も詳細に行い、建替え、大規模改修による維持(長寿命化)、廃止(売却)等、将来的な活用方針を検討する。

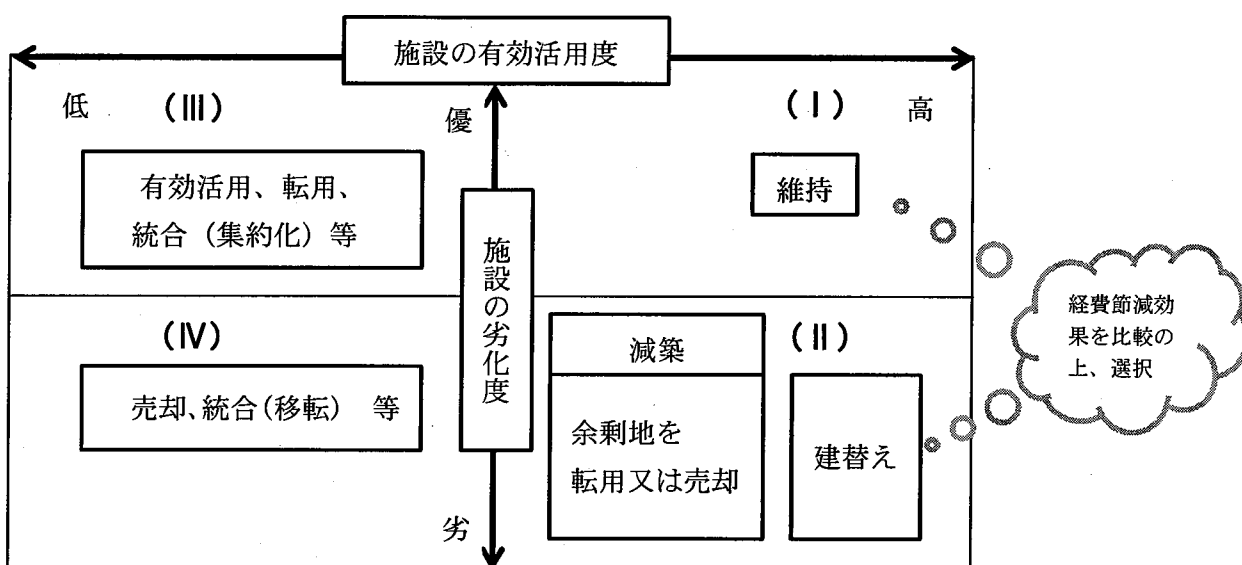
その際、将来的な人口減少・人口構成の変化を見据え、行政が将来に亘って施設を保有する必要性・ニーズはあるか、国、他の公共団体や民間が同様のサービスを提供して

いる分野では、府が主体で行うべきサービスかどうか、国・市町村との連携も含めた広域的な視野での国公有財産の最適利用、施策との関連などを踏まえ、総合的に検討を行う。

また、建替えの検討については、再生（改修・設備更新等）により継続使用する場合と建て替える場合の費用を長期で試算の上、いずれが有利か検討する。併せて、建て替える場合は、PFI等民間手法の導入の可能性についても検討する。

【点検項目】

- i) 施設の劣化度を調査し、建物の安全性を点検
- ii) 施設の有効活用度、必要性、適正規模の点検
- iii) 建替え・修繕コストの点検



上記点検を行い、次のいずれかの施設の活用方針を検討する。

【施設の活用方針】

- (I)・・・予防保全（大規模改修）を行い現状のまま維持する。
- (II)・・・建替え又は活用度に応じ減築する。
- (III)・・・予防保全を行い、資産の最適利活用に向け、転用、統合（集約化）する。
- (IV)・・・施設を廃止し、歳入確保に向け売却する。

イ 評価指標^(vii)による有効活用の検討（毎年度実施）

築後50年目の施設点検とは別に、毎年度、評価指標により有効活用度及び劣化度を点検し、有効活用方策等を検討した上で、その実現に向けた取組みを進める。

【評価指標による有効活用等の検討の流れ】

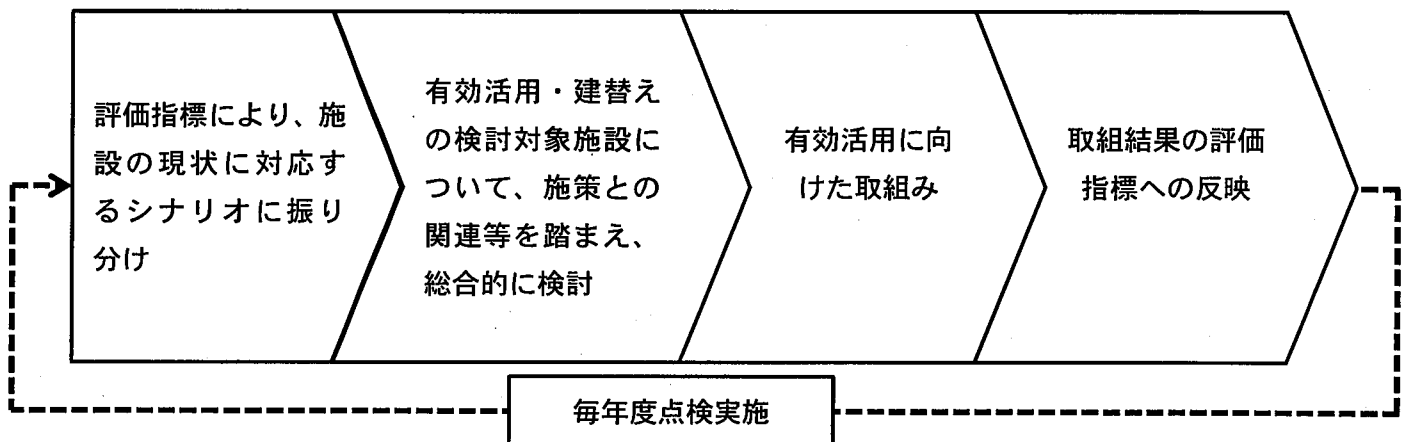
i) 公共施設等の活用方法の仮設定

個々の施設について、総量最適化・有効活用を検討するため、上記の2つの評価指標により、「維持」「有効活用」「建替え」のいずれかに振り分ける。

ii) 総合的な活用方策の検討

「有効活用」を検討する施設については、利用率向上方策のほか、低利用スペースの転用や貸付などの有効活用方策を幅広く検討する。

「建替え」を検討する施設については、「ア 築後50年目の施設の活用方針の検討」と同様の点検をする。



③ 歳入確保の取組み

将来に大きな財政負担を残さないかたちで施設を維持更新していくため、総量最適化・有効活用の取組みを進め、歳入確保を図る。

具体的には、総量最適化・有効活用の取組みにより生み出された未利用財産については、積極的に売却・貸付を進め、歳入確保に努める。

vii 評価指標・・・以下の2つの指標を一つの目安とする。

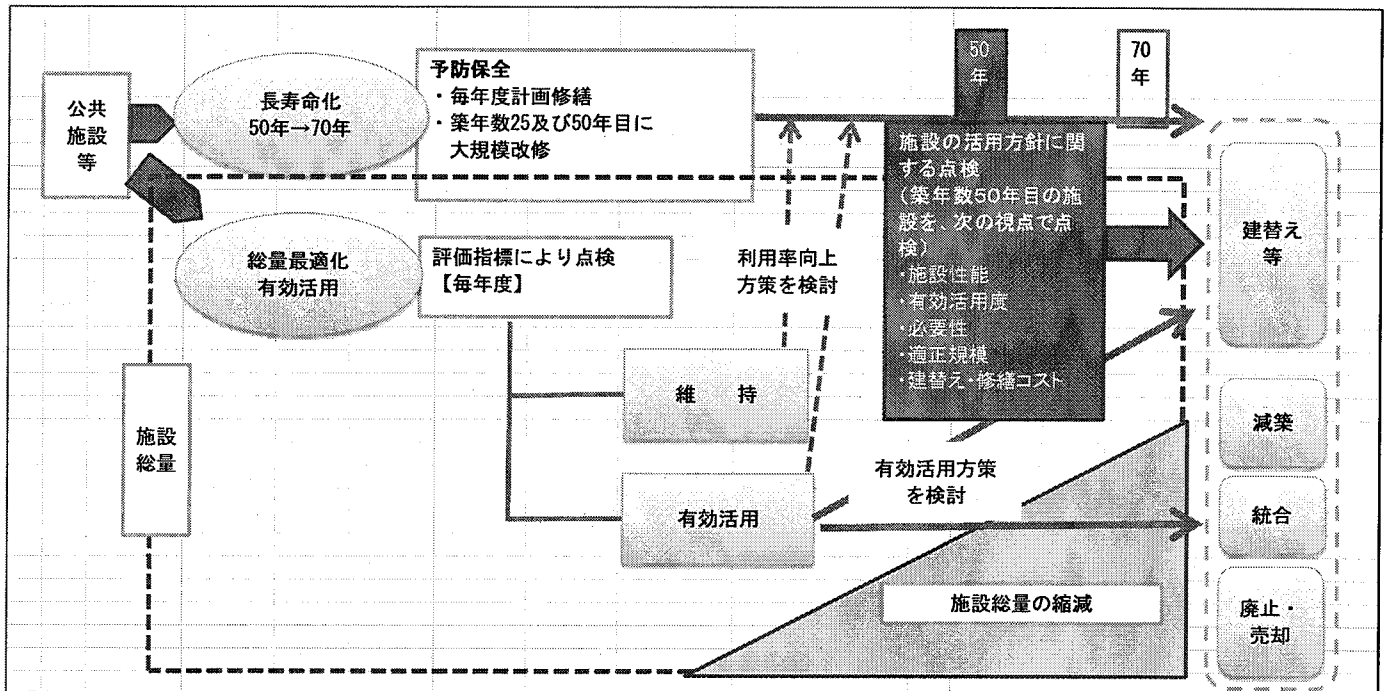
〔施設劣化度評価〕 公共施設等の老朽度（築年数）を測る。

〔有効活用度評価〕 「減損の兆候を判断する指標」により、施設の有効活用度を測る。

固定資産の「減損」とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいい、「減損の兆候を判断する指標」とは、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象があるかどうかを確認するものである。

(参考) 長寿命化と総量最適化の取組フロー

保有する公共施設等は長寿命化するために予防保全することとし、築50年目には20年後を見据えた施設の必要性などを点検し、施設の活用方針を確認する中で総量の最適化を図る。また、毎年度においても施設の稼働率を点検のうえ有効活用を進める中で、総量の最適化を図る。



(1) - 3 当面の取組み

「長寿命化」を推進するにあたり、平成28年度からの3年間で以下の取組みを行い、法定点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検等の結果データを一元的に管理、分析、活用ができる総合的な情報管理体制を構築し、予防保全型の施設維持管理体制への転換を図る。

また、「総量最適化・有効活用」については、平成28年度から、以下の取組みにより、施設の活用方針、有効活用方策の検討を行っていく。

(※資料編(工程表)参照)

① 長寿命化

○推進体制整備

- ・日常点検マニュアル策定(平成28年度)
- ・日常点検研修(平成28年度～)

○システム環境整備

- ・「点検・診断結果」「改修等履歴」集計システム検討・開発(平成28年度)

○点検・診断

- ・法定点検、劣化度調査、施設管理者による日常点検の実施(平成28年度～)
- ・点検・診断結果システム入力(平成28年度～)

○計画等策定・修正

- ・中長期保全計画策定・修正(平成28年度～)
- ・修繕実施計画策定・修正(平成29年度～)

○改修等実施

- ・基本設計・実施設計(平成30年度～)
- ・工事(撤去)(平成30年度～)
- ・改修等履歴システム入力(平成30年度～)

② 総量最適化・有効活用

○施設の活用方針、有効活用方策の検討

- ・建築年数50年目の施設の調査・活用方針検討(平成28年度～)
- ・評価指標による有効活用方策検討(平成28年度～)

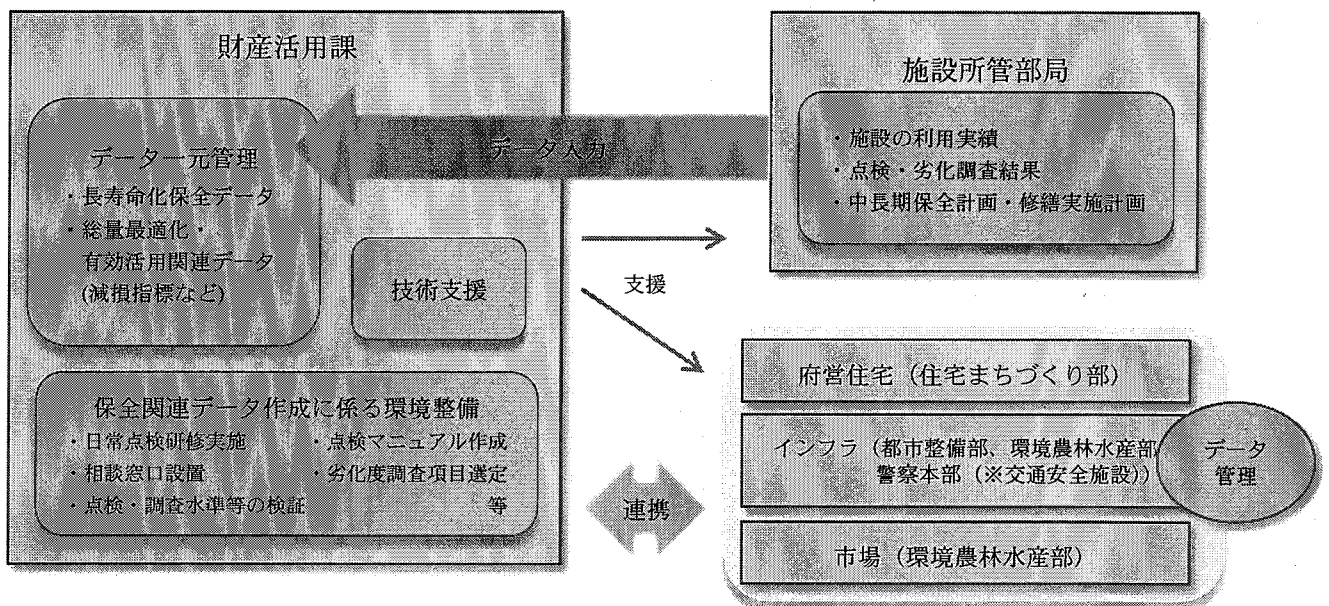
(1) - 4 推進体制

① 施設関連データの一元管理

各施設に関する施設名や構造、建設年、延床面積などの基本情報のほか、法定点検等の保全関連情報は財産活用課で一元的に集約する。

現在、大阪府公有財産台帳において、基本情報を電子データで一元管理しているが、保全関連情報については、各施設所管部局がそれぞれに必要な範囲で把握はするものの、全施設を計画管理に資することを目的に、情報管理するまでには至っていない。

今後は、保全関連情報に関しても、府全体で統一的に電子データ化して把握することとし、財産活用課において基本情報と合わせて保全関連データについても一元的に集約する。なお、保全関連データの作成にあたっては技術的なサポートを必要とすることから公共建築室と連携する。また、集約したデータは、その妥当性について適宜検証しながら施設の計画的な管理に活用していくこととする。



(体制イメージ)

② ファシリティマネジメント推進体制の構築

本方針の対象が大阪府の保有する全ての施設に及ぶことから、部局横断的な協議調整の場である「ファシリティマネジメント推進会議」(事務局：財産活用課)を設置し、全庁的にファシリティマネジメントの推進に取り組む。

財産活用課が、財政担当や行政改革担当、保全担当と連携しながら、施設の総量最適化・有効活用、長寿命化に向けた全庁調整など、財産の統一的・効率的なマネジメントを進める。

併せて、国、府内市町村と連携し、相互に情報共有を図ることにより、それぞれが管理する施設の余剰スペースの有効活用や、土地・建物の交換など、府域における国公有財産の最適利用を推進していく。

ファシリティマネジメント推進会議
(部局横断的な協議・調整の場)

国(総務省・財務省)
府内市町村

連携

事務局

財産活用課

- ・ FM 方針の策定・更新
- ・ FM の進捗管理
- ・ 総量最適化・有効活用、長寿命化のマネジメント

連携

財政担当

行政改革担当

保全担当

施設所管部局

- ・ 総量最適化・有効活用、長寿命化の実施
- ・ 施設類型別計画の策定・更新

(2) 府営住宅「大阪府営住宅ストック総合活用計画（平成24年3月）」概要

「大阪府営住宅ストック総合活用計画」の概要

都市型高齢社会・人口減少社会におけるまちづくりに向けて
府民の財産である府営住宅ストック（資産）を活用し、地域力の向上・まちに活力を



市町とともにまちづくりに活用

要望に応じて市町に移管（原則無償）

6月	研究会設置
8月	中間報告
12月	最終報告確定

府営住宅ストック

38市町

382団地

約13.8万戸

（内訳）

高層住宅	約49,000戸
中層住宅	約88,000戸
木造・簡耐	約1,300戸

敷地面積

1,134ha

（1兆371億円）

(3) 都市基盤施設 (インフラ) 「大阪府都市基盤施設長寿命化計画 (平成27年3月)」 概要

大阪府都市基盤施設長寿命化計画 (概要版)

計画の概要

【目的】 高度経済成長期に集中的に整備された都市基盤施設について、これまでの点検・補修などで蓄積されたデータを活用し、最新の専門的な知見に基づき、より一層、戦略的な維持管理を推進するため、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を策定
 ○特に、施設毎に更新時期の見極めの考え方を明確化し、将来の更新時期を平準化
 ○効率的、効果的な維持管理の推進や「持続可能な維持管理の仕組み」に向け、今後10年を見通した「基本方針」と、分野・施設毎の対応方針を定めた「行動計画」で構成

【基本方針】

I. 効率的・効果的な維持管理の推進

取組ポイント

- 1) 致命的な不具合を見逃さない
 ・点検の充実、非破壊検査など新技術の導入
- 2) 予防保全をレベルアップする
 ・点検データ蓄積などにより、予防保全を高度化
- 3) 更新時期をしっかりと見極める
 ・各施設の更新判定※フローを設定

II. 持続可能な維持管理の仕組みの構築

取組ポイント

- 1) 人材の育成と確保、技術力向上と継承の仕組みを構築する
- 2) 地域が一体となった維持管理を実践する
 ・地域維持管理連携プラットフォームの構築 1)・2)共通
- 3) 維持管理業務の改善を図る

※更新判定とは

- それぞれの施設の現状を分析 (施設の機能や損傷度等)
- 補修と更新のコスト比較
- 更新する場合の代替性確保など社会的影響
 ⇒ これらを総合的に評価したうえで、ライフサイクルコストの最小化の観点で更新すべき施設を抽出するもの

○行動計画は、道路、河川、港湾・海岸、公園、下水道の各編で構成し、3～5年でPDCAサイクルにより改善・充実

I. 効率的・効果的な維持管理の推進 (主な取組み)

※特設解説は別添

道路

管理施設：193路線 総延長1,527km 橋梁：2,209橋 トンネル：30トンネル
 ○橋梁の近接目視点検は5年一回に加え、施設の状態に応じて中間点検の導入や直営点検を実施
 ○道路の下空部分に対して、非破壊検査などの新技術を定期的な点検に導入
 ＊道路下の空洞に対して、走行型レーダー調査を実施 (10年で全路線)
 ＊トンネルの変位やコンクリートの剥離に対して、画像センサー計測調査を実施 (全トンネル)

河川

管理施設：154河川 総延長777km
 ○河川毎に、護岸構造や堤防形状、施設の点検結果、土砂堆積・洗掘状況等をまとめた河川リポートを策定し、各河川の特徴を踏まえ、巡視・点検の重点化や計画的に修繕を行う予防保全の高度化を図る (全河川)

港湾

管理施設：8港湾 岸壁・物揚場等：290施設 (内、鋼構造施設62施設)
 ○近接目視点検と併せて鋼構造施設については潜水士等による水中調査を実施 (全施設)
 ○港湾鋼構造岸壁について、点検データの充実を図り、予防保全の高度化を図る (要対策：17施設)

公園

管理施設：19公園 985ha 街路樹 高木86千本
 ○遊具は、安全確保を最優先に、日常点検に加え、不可視部の確認を含めた精密点検を実施すると共に、点検データを蓄積・活用するなど、予防保全の充実を図る (要対策：194基)
 ○街路樹は、樹木区などによる点検診断の導入

下水道

管理施設：14処理場 管渠総延長558km
 ○本計画で定めた水処理施設の維持管理指針に基づき、水処理施設等土木構造物の予防保全対策について、より一層の充実強化を図る

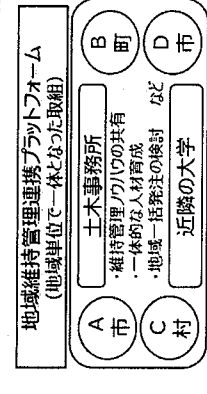
【全施設共通】

○各施設について、それぞれの更新判定フローに基づき点検を実施し、更新すべき施設の抽出を行うと共に、抽出した施設について、具体的な更新方法や時期を、今後順次、明らかにしていく
 【河川・海岸・下水道機械設備共通】
 ○施設状況の把握が難しい、機械設備の維持管理手法を明確化
 ＊排水ポンプエンジン内部の見えない部分に対し、分解整備点検の頻度を10年1回から58年1回に高める (全201台：河川118台、海岸25台、下水158台)
 ＊洪水、高潮等いつ、いかなる時に「でも確実に稼働しなければならぬ」排水ポンプエンジンは原則35年経過時点で取替え (主要対策：53台 (河川110台、海岸3台、下水40台))

II. 持続可能な維持管理の仕組みの構築 (主な取組み)

地域が一体となった維持管理を実践する

○土木事務所毎に大学、管内市町村と連携し、維持管理におけるノウハウの共有や、人材育成、技術連携を図る地域維持管理連携プラットフォームを構築



- 1) 府と市町村との連携
 ①維持管理ノウハウの共有
 ②維持管理業務の地域一括発注の検討
 2) 行政と大学の連携
 ①府・市町村に対する技術的助言
 ②府・市町村のフィールドデータを活用した維持管理の共同研究
 3) 府、市町村、大学の連携
 ①研修などによる体系的な人材育成
 ②研修などによる体系的な人材育成

○維持管理技術者育成の観点で、研修プログラムを分野、経験など技術レベルに応じて体系化し、フィールドワーク等により実践に即した形へ再構築

策定経緯

- H25.12.4:大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会へ諮問
 「都市基盤施設の効率的、効果的な維持管理・更新に関する長寿命化計画について」
 ※審議会2回、各部会27回開催
- H27.2.18:大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会より「答申」
- H27.2.19～3.20「大阪府都市基盤施設長寿命化計画(案)」についてパブリックコメント
- H27.3.31「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」策定

参考資料

- 1 用語の定義
- 2 都道府県別 人口1人当たり延床面積
- 3 行財政計画の策定・取組状況
- 4 中長期保全計画（イメージ）
- 5 修繕実施計画（イメージ）
- 6 予防保全等の実施サイクル
- 7 築後50年目の施設の活用方針に関するチェックシート（イメージ）
- 8 総量最適化、有効活用に向けた建物（施設）の点検フローチャート
- 9 当面の3年間（平成28～30年度）の工程表
- 10 本方針策定までの流れ
 - ・「行財政改革推進プラン（案）」（平成27年2月）抜粋
 - ・ファシリティマネジメント推進会議設置要綱
 - ・「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）
 - ・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省通知）
 - ・「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」（調査時点平成27年4月1日現在）総務省自治財政局財務調査課

用語の定義

建物の保全	「建物の保全」とは、以下の二つの業務に大別できる。 清掃、点検、保安、保守及び運転などの「維持管理」業務 補修、改修等の「修繕」業務	
維持管理	清掃	施設の清潔さを保つばかりでなく、各種材料の劣化原因を取り除き、腐食等の進行を遅らせる。
	点検	各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査することで、不良箇所の早期発見をする。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を建設当初の状態あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	
	軽微な修繕	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。 ○少額な工事で、専門技術者でなくても、簡単に指示及び確認ができるもの
	補修	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させる。 ○部分的に当初の機能や環境を維持するため必要となった工事や緊急な対応が必要となった工事
	改修	劣化した建物等の性能・機能を現状（初期の水準）を越える状態まで改善する。 ○全体的に機能や環境を初期の水準以上に改善する工事 ○施設の用途変更、法令改正、周辺環境の変化等に伴い必要となった工事
	大規模改修	施設全体を対象に、経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を一度に（大規模）に改修
更新	施設を再建設（建替え）、劣化した部位・部材あるいは機器を新しいものに取り替えることをいう。	
予防保全	計画的な修繕を行う行為。 施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するため規定の間隔又は基準に従って修繕を実施し、施設の機能劣化又は不具合の発生確立を低減するために行う保全。	
事後保全	施設の機能が損なわれてから修繕対応する行為。 施設の不具合発見後、要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。	
公共施設等	公用又は公共の用に供し、又は供することと決定したもの（行政財産）及び行政財産以外の財産（普通財産）のうち府が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木工作物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包含的な概念である。企業会計に係る施設も含む。	
	建物施設	いわゆるハコモノ等を指す。学校、住宅、警察施設等の公共用財産に加えて、庁舎などの公用財産も含む。
	都市基盤施設（インフラ）	都市活動を支える道路や橋梁等の土木構造物。

都道府県別 人口1人当たり延床面積

参考資料2

都道府県名	公有財産合計		主な公有財産														住民基本台帳人口(人) 【平成24年度末】
			本庁舎				その他の行政機関				公共用財産						
			年現		年現		年現		年現		年現		年現		年現		
	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	年現	人口1人当延床面積	
北海道	7,082,349	1.30	119,242	0.02	300,984	0.06	419,254	0.08	2,530,739	0.46	1,885,141	0.34	499,729	0.09	5,465,451		
青森県	2,133,491	1.56	69,090	0.05	110,933	0.08	219,061	0.16	858,660	0.63	400,146	0.29	286,253	0.21	1,372,010		
岩手県	2,556,510	1.95	37,643	0.03	185,580	0.14	404,848	0.31	916,194	0.70	382,913	0.29	457,914	0.35	1,314,180		
宮城県	2,757,143	1.19	128,544	0.06	177,632	0.08	275,302	0.12	1,075,346	0.46	602,463	0.26	385,439	0.17	2,318,692		
秋田県	2,058,422	1.91	104,331	0.10	140,263	0.13	237,037	0.22	694,262	0.65	191,948	0.18	434,105	0.40	1,076,205		
山形県	1,860,752	1.61	38,292	0.03	108,777	0.09	404,567	0.35	685,887	0.59	257,488	0.22	192,360	0.17	1,155,942		
福島県	2,796,321	1.41	78,216	0.04	133,284	0.07	236,891	0.12	1,194,673	0.60	582,398	0.29	268,457	0.14	1,980,259		
茨城県	3,797,052	1.27	81,011	0.03	267,661	0.09	416,122	0.14	1,547,380	0.52	883,769	0.29	427,020	0.14	2,997,072		
栃木県	2,708,424	1.35	135,185	0.07	113,703	0.06	212,947	0.11	1,056,778	0.53	505,287	0.25	456,872	0.23	2,010,934		
群馬県	2,922,454	1.44	141,802	0.07	210,435	0.10	243,267	0.12	1,006,506	0.50	716,266	0.35	470,351	0.23	2,023,382		
埼玉県	7,980,937	1.10	98,832	0.01	389,270	0.05	363,413	0.05	2,200,145	0.30	3,446,519	0.47	1,048,075	0.14	7,272,304		
千葉県	5,555,348	0.89	93,263	0.01	417,972	0.07	704,336	0.11	2,161,425	0.35	1,221,514	0.20	748,840	0.12	6,240,455		
東京都	38,614,451	2.94	389,782	0.03	1,720,405	0.13	1,576,059	0.12	14,041,153	1.07	17,524,576	1.33	1,883,169	0.14	13,142,640		
神奈川県	7,081,784	0.78	76,691	0.01	498,731	0.05	406,956	0.04	2,397,624	0.26	2,688,470	0.30	706,636	0.08	9,083,643		
新潟県	2,753,850	1.17	88,296	0.04	125,406	0.05	256,607	0.11	1,339,858	0.57	430,451	0.18	337,812	0.14	2,361,133		
富山県	1,755,894	1.60	34,178	0.03	101,703	0.09	163,552	0.15	729,992	0.67	179,476	0.16	367,907	0.34	1,094,827		
石川県	2,164,127	1.86	68,384	0.06	93,106	0.08	220,429	0.19	615,111	0.53	368,434	0.32	421,055	0.36	1,163,089		
福井県	1,485,524	1.83	53,984	0.07	106,039	0.13	212,122	0.26	551,909	0.68	149,469	0.18	268,770	0.33	810,552		
山梨県	1,822,483	2.11	40,824	0.05	104,827	0.12	245,346	0.28	561,262	0.65	508,710	0.59	249,603	0.29	863,917		
長野県	3,624,676	1.67	67,282	0.03	142,708	0.07	289,209	0.13	1,124,268	0.52	999,413	0.46	580,795	0.27	2,165,604		
岐阜県	2,455,534	1.17	60,620	0.03	128,156	0.06	188,008	0.09	920,681	0.44	270,690	0.13	621,858	0.30	2,102,879		
静岡県	4,086,022	1.07	91,744	0.02	190,918	0.05	323,182	0.08	1,379,017	0.36	969,297	0.25	640,445	0.17	3,809,470		
愛知県	8,531,661	1.14	64,038	0.01	316,736	0.04	456,182	0.06	2,022,653	0.27	4,119,107	0.55	1,020,660	0.14	7,462,800		
三重県	2,236,741	1.20	62,927	0.03	178,656	0.10	381,569	0.20	928,952	0.50	263,166	0.14	359,068	0.19	1,871,619		
滋賀県	1,886,572	1.33	47,753	0.03	149,908	0.11	344,425	0.24	627,192	0.44	189,415	0.13	476,463	0.34	1,419,426		
京都府	2,767,979	1.07	57,644	0.02	205,800	0.08	190,698	0.07	733,490	0.28	988,182	0.38	325,413	0.13	2,587,129		
大阪府	13,770,096	1.55	248,380	0.03	522,334	0.06	250,261	0.03	2,491,018	0.28	9,140,895	1.03	684,493	0.08	8,873,698		
兵庫県	7,386,994	1.31	103,009	0.02	286,903	0.05	453,404	0.08	2,311,157	0.41	3,215,415	0.57	537,411	0.09	5,660,302		
奈良県	1,800,346	1.28	53,427	0.04	84,241	0.06	313,450	0.22	441,685	0.31	487,125	0.35	311,233	0.22	1,405,453		
和歌山県	1,580,886	1.56	43,115	0.04	103,443	0.10	183,185	0.18	510,002	0.50	334,343	0.33	321,111	0.32	1,016,563		
鳥取県	1,424,979	2.42	48,306	0.08	63,909	0.11	140,497	0.24	432,780	0.74	310,961	0.53	282,512	0.48	588,508		
島根県	1,868,953	2.62	41,489	0.06	90,830	0.13	232,533	0.33	492,154	0.69	366,398	0.51	200,511	0.28	713,134		
岡山県	2,345,823	1.21	59,678	0.03	148,568	0.08	84,400	0.04	979,323	0.50	393,088	0.20	250,900	0.13	1,946,083		
広島県	3,542,962	1.23	79,391	0.03	307,285	0.11	173,452	0.06	1,245,974	0.43	1,045,562	0.36	383,055	0.13	2,873,603		
山口県	2,879,426	1.99	106,284	0.07	219,174	0.15	299,174	0.21	844,691	0.58	920,445	0.64	392,024	0.27	1,447,499		
徳島県	1,584,040	2.02	57,292	0.07	89,367	0.11	185,073	0.24	497,130	0.63	320,765	0.41	262,874	0.33	785,001		
香川県	1,776,895	1.76	98,542	0.10	113,535	0.11	147,662	0.15	475,866	0.47	448,201	0.44	426,470	0.42	1,010,707		
愛媛県	1,744,499	1.21	45,796	0.03	98,476	0.07	246,950	0.17	585,099	0.41	315,620	0.22	268,531	0.19	1,440,117		
高知県	1,641,983	2.17	40,058	0.05	129,478	0.17	245,487	0.32	516,365	0.68	296,850	0.39	261,022	0.35	755,994		
福岡県	5,291,088	1.04	167,642	0.03	282,459	0.06	246,411	0.05	1,820,565	0.36	1,966,540	0.39	531,176	0.10	5,105,427		
佐賀県	1,484,510	1.74	83,909	0.10	46,791	0.05	157,414	0.18	420,793	0.49	417,926	0.49	236,728	0.28	853,341		
長崎県	2,640,034	1.85	33,000	0.02	105,063	0.07	267,381	0.19	804,209	0.56	885,735	0.62	188,778	0.13	1,427,133		
熊本県	2,309,216	1.27	99,805	0.05	127,192	0.07	209,476	0.11	908,995	0.50	534,001	0.29	259,083	0.14	1,825,361		
大分県	2,267,460	1.89	63,638	0.05	83,365	0.07	255,806	0.21	810,240	0.68	581,972	0.49	192,194	0.16	1,199,401		
宮崎県	2,120,991	1.86	45,445	0.04	104,146	0.09	132,765	0.12	618,605	0.54	631,177	0.55	320,089	0.28	1,141,559		
鹿児島県	3,266,963	1.92	99,532	0.06	140,356	0.08	349,833	0.21	1,064,238	0.63	879,988	0.52	332,724	0.20	1,701,387		
沖縄県	3,362,171	2.34	78,255	0.05	116,198	0.08	355,174	0.25	1,070,968	0.74	1,290,714	0.90	332,888	0.23	1,437,994		
都道府県	191,566,816	1.49	4,025,591	0.03	9,882,706	0.08	14,321,177	0.11	63,243,014	0.49	65,508,429	0.51	20,910,876	0.16	128,373,879		

行財政計画の策定・取組状況

策定期期	計画等の名称・内容
平成8年1月	<p>◆大阪府行政改革大綱（H7 から H9）</p> <p>【 分権時代の新たな行政システムをめざして 】</p> <p>○社会経済情勢が大きく変化する中で、府政運営のあらゆる分野において総点検を行い、行財政運営基盤の再構築を図るため、その考え方を取りまとめたもの。</p>
平成8年8月	<p>◆財政健全化方策（案）（H9 から H11）</p> <p>○財政健全化への取組み方策を取りまとめたもの。</p>
平成10年9月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H11 から概ね10年間）</p> <p>○財政危機を早急に克服するとともに、「明日の大阪づくり」に向けて、新たな時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる弾力的で足腰の強い行財政体質を確立する道筋を明らかにするため策定したもの。</p>
平成13年9月	<p>◆大阪府行財政計画（案）平成13年版（H14 から H23）</p> <p>○財政再建プログラム（案）の成果の上に立ち、施策・組織構造、行政運営システム、職員意識など、従来の「右肩上がりの時代」の府政の殻を打ち破り、出資法人改革や負の遺産の整理も含めた、府政の全面的な構造改革に取り組むため策定したもの。</p>
平成16年11月	<p>◆大阪府行財政計画（案）【改定版】平成16年版（H17 から H23）</p> <p>【 地域主権の府政へ - 21世紀の自治体経営モデル - 】</p> <p>○府が直面する課題に対応し、平成19年度の財政危機を確実に乗り越えることはもとより、大阪再生を果たすには一層の取組みが必要であるため、平成13年9月に策定した行財政計画（案）を改定したもの。</p>
平成18年11月	<p>◆大阪府行財政改革プログラム（案）（H19 から H23）</p> <p>【 赤字構造からの脱却、次世代負担の抑制へ 】※行財政計画（案）の追加取組</p> <p>○当面の財政危機にとどまることなく、持続可能な行財政構造をできるだけ早期に確立できるよう、計画期間に実現をめざす新たな目標を設定し、さらなる行財政改革を進めるため策定したもの。</p>
平成20年6月	<p>◆財政再建プログラム（案）（H20 から H22）</p> <p>【 「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底 】</p> <p>○平成20年度から、(1) 減債基金からの借入れをしない、(2) 借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底し、すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手するもの。</p>

平成 22 年 10 月	<p>◆大阪府財政構造改革プラン（案）（H23 から H25）</p> <p>【 財政規律の堅持とあわせ、国の制度を改善し、自律的な財政構造を実現する。】</p> <p>○10 年以上改革を続けても恒常的に財源不足が続くのはなぜなのか。こういう問題意識から、平成 22 年 4 月に公表した「財政構造等に関する調査分析報告書」では、自らの改革の手は緩めないこととあわせ、国の制度にも課題があることを明らかにし、今後、自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳入歳出や公務員制度など自らの改革に取り組むことはもちろん、地方財政や社会保障などについても国に提言を行い、財政構造改革の実現をめざす。「財政再建プログラム（案）」の後継計画として策定したもの。</p>
平成 26 年 2 月	<p>◆平成 26 年度行財政改革の取組みについて</p> <p>○大阪府財政構造改革プラン（案）の計画期間は平成 25 年度で終了となるが、引き続き厳しい財政状況の中、新たな大都市制度を実現するとの目標等を考慮し、平成 26 年度はプラン（案）の改革の視点を承継した取組みを 1 年間実施。</p>
平成 27 年 2 月	<p>◆行財政改革推進プラン（案）（H27 から H29）</p> <p>○これまでの改革の取組みを継承・発展させつつ、「強い大阪」の実現をめざし、自律的な行財政マネジメントや新たな発想・視点からの行政展開を軸に、今後の府の行財政運営改革の基本方針を示す。あわせて、直面する収支不足への対応をはじめ、健全で規律ある財政運営の実現に向けた方向性を明らかにする。これらにより、新たな時代環境を見据え、広域自治体としての行財政基盤の充実・強化をめざすもの。</p>

修繕実施計画(イメージ)

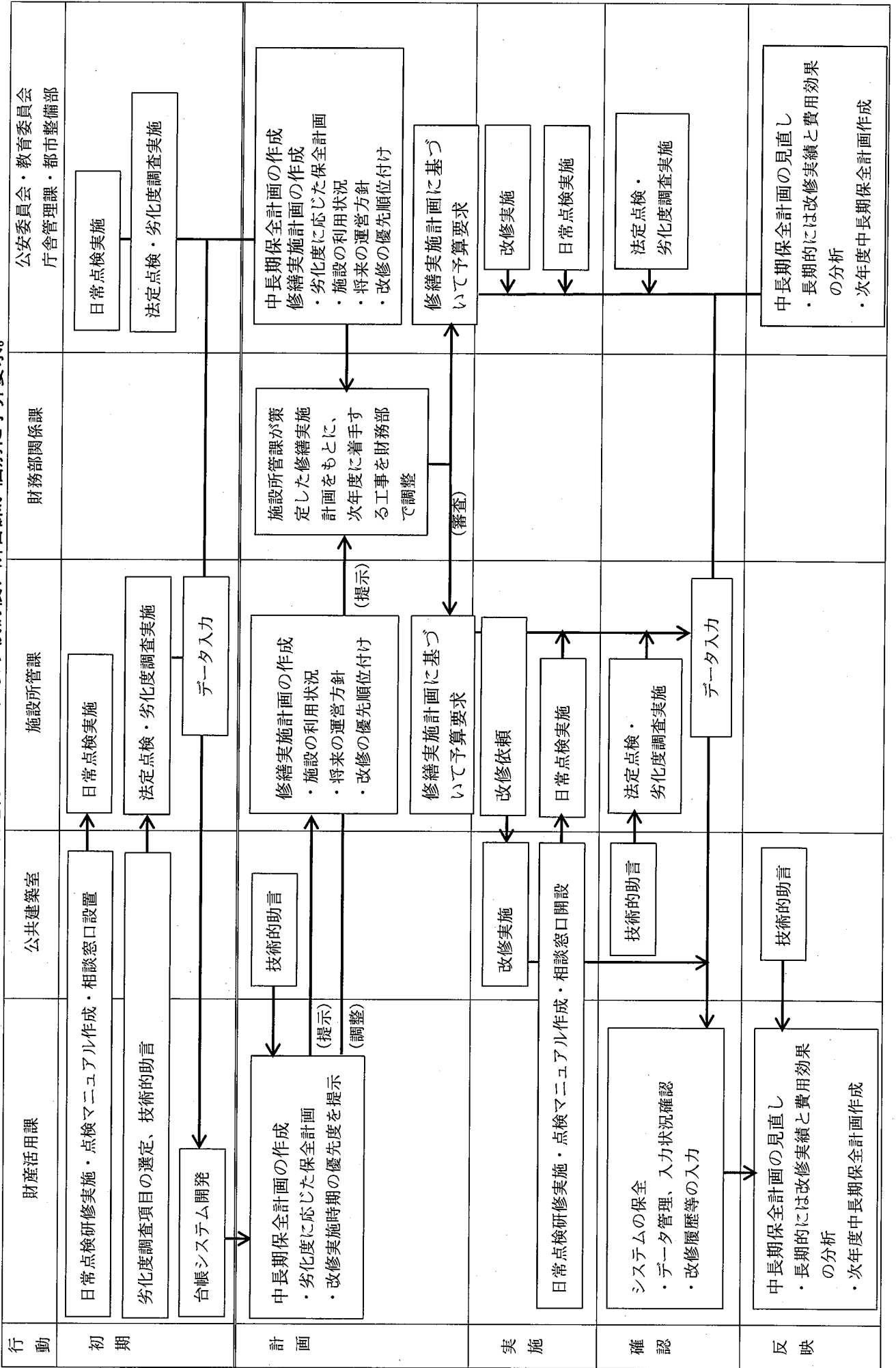
H29.0作成

施設名 〇〇〇〇

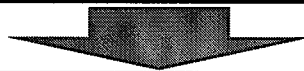
参考資料 5

No	工事内訳	改修年度				
		2017	2018	2019	2020	2021
1	【工事名称】 外壁改修工事		実施設計・工事 ¥〇〇〇〇〇			
	【概要】 外壁及び外部建具改修工事一式		建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇			
2	【工事名称】 電力貯蔵設備改修工事			実施設計・工事 ¥〇〇〇〇〇		
	【概要】 非常照明、操作・制御用蓄電池の更新一式			建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇		
3	【工事名称】 受変電設備改修工事				実施設計・工事 ¥〇〇〇〇〇	
	【概要】 ・変圧器*4、真空遮断器*2、断路器*2、 LBS*1 ・高圧引込みケーブル更新 ・高圧母線更新 ・故障計器の更新				建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇	
4	【工事名称】 昇降機改修工事				実施設計・工事 ¥〇〇〇〇〇	
	【概要】 ・昇降機の全撤去リニューアル (群管理不要、全撤去リニューアル対応)				建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇	
5	【工事名称】 空調衛生設備改修工事				実施設計	工事
	【概要】 空調設備、排水設備改修工事				建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇	建築 電気 機械 委託 計 ¥〇〇〇〇〇
合計		¥0	¥〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇	¥〇〇〇〇〇

予防保全等の実施サイクル
 ※対象は一般会計の財産（建物）。また、建替えは、総量最適化のフローにより検討後、所管課が個別に予算要求。



STAGE1 【施設の劣化度を調査し、大規模改修により築後70年以上使用可能かを点検】			
点検項目		チェック	具体的内容を記載
施設性能	老朽度評価		
	劣化度が激しい。(劣化度調査)		・劣化度調査結果(躯体の継続利用の可否等)
	過去に、改築・大規模改修を実施したことがある。		・実施年度
STAGE2 【施設の必要性から、適正規模を点検】			
点検項目		チェック	具体的内容を記載
有効活用度	有効活用度評価		
	「減損の兆候を判断する指標」		・減損の数値
	利用者数		・利用者数(過去5年) ・ピーク時の利用者数
	稼働率、利用率		・年間使用日数/年間開館日数(実利用コマ数/利用可能コマ数)
	府の収支上、黒字の施設である。		・府収入-府支出 ・収入、支出内訳
利用者1人あたりコスト		費用(府支出)/人	
必要性	府の施策、個別施設計画、府民の安心・安全面		
	法律上、必置の施設である。		・根拠法令
	府の施策と密接な関連のある施設である。		・関連する府の事業名 ・施設が担う役割
	個別施設計画の位置付け上必要な施設である。		・個別施設計画名 ・計画での施設の位置付け
府民の安心・安全のために必要な施設である。		・安心・安全面での府民への関与状況	
適正規模	人口減少社会、将来ニーズによる施設規模の適切性の検討		
	人口減少社会、将来のニーズを踏まえ施設の規模		・20年後の府内人口推計 ・20年後の利用者予測 ・20年後の必要延床面積
	他施設への移転が可能である。		・施設移転可否の理由
STAGE3 【STAGE1、2を踏まえた建替え・修繕コストの点検】			
点検項目		チェック	具体的内容を記載
建替え・修繕コスト	建替えor大規模改修の検討		
	70年フルコストで経費削減効果を試算して、建て替えるほうが有利である。		・試算内容
	70年フルコストで経費削減効果を試算して、大規模改修するほうが有利である。		・試算内容
	民間手法(PFI等)導入の検討		
PFI等の民間手法を活用できる可能性がある。		・試算内容	



STAGE1～3を踏まえた施設の活用方針			
活用方針		チェック	具体的内容を記載
建替え	現状規模で建替え		
減築	施設規模を縮小し、減築		
維持	大規模改修を行い維持		
移転	他の施設の空きスペース、民間ビル等に移転		
転用	施設の役割(機能)を廃止し、新たなニーズに対応するため転用		
売却	施設を廃止し、売却		
集約化・貸付	施設の空きスペースに他の施設を集約又は第三者へ貸付		

当面の3年間（平成28～30年度）の工程表

項目	平成28年度			平成29年度			平成30年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総量最適化・有効活用												
（全公共施設等）												
財産活用課でのシナリオ振り分け												
財産所管課での検討												
財務部での確認												
（築年数50年目の施設）												
劣化度調査												
財産所管課と財務部の検討												
長寿命化												
（推進体制整備）												
日常点検マニュアル策定												
日常点検研修協議（公建）												
日常点検研修												
（システム環境整備）												
点検・診断結果集計システム検討・開発												
改修等履歴集計システム検討・開発												
（点検・診断）												
法定点検の実施												
劣化度調査の実施												
日常点検の実施												
点検・診断結果システム入力												
（計画等策定・修正）												
中長期保全計画策定・修正												
修繕実施計画策定・修正												
財務部との協議												
（改修等実施）												
基本設計・実施設計												
工事（撤去）												
改修等履歴システム入力												

※本図様な改修や建替えの場合は、基本設計と実施設計の年度が異なる場合がある。

※本図様な改修や建替えの場合は、基本設計と実施設計の年度が異なる場合がある。

本方針策定までの流れ

■本府の主な動向

- | | |
|-------------------------------|--|
| 平成 26 年 10 月 30 日 | ・ファシリティマネジメントの推進に向けた検討を行うため、行政改革課、財政課、財産活用課、公共建築室を中心として庁内関係課で構成するワーキンググループを設置
・第 1 回ワーキンググループ会議を開催 |
| 平成 27 年 2 月 | ・『行財政改革推進プラン（案）』（平成 27 年 2 月）において、「ストックの活用」として、「公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）の推進」を位置づけ（別添「行財政改革推進プラン（案）」抜粋参照） |
| 平成 27 年 3 月 19 日 | ・第 2 回ワーキンググループ会議を開催 |
| 平成 27 年 4 月 | ・財務部財産活用課にファシリティマネジメントプロジェクトチームを設置 |
| 平成 27 年 5 月 13 日 | ・ファシリティマネジメント基本方針の策定に向けた検討を行うため、庁内関係課で構成する「ファシリティマネジメント推進会議」を設置（別添「ファシリティマネジメント推進会議設置要綱」参照）
・第 1 回ファシリティマネジメント推進会議を開催 |
| 平成 27 年 7 月 13 日 | ・第 2 回ファシリティマネジメント推進会議を開催 |
| 平成 27 年 8 月 31 日 | ・大阪府戦略本部会議を開催 |
| 平成 27 年 9 月 1 日
～ 9 月 30 日 | ・パブリックコメント（府民意見等の募集）を実施 |

■国の主な動向

- 平成 25 年 6 月 14 日
- 『経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～』閣議決定
 - ・「インフラの老朽化が急速に進展する中で、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」と記載
 - 『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』閣議決定
 - ・「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と記載
- 平成 25 年 11 月
- 『インフラ長寿命化基本計画』インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてとりまとめ
 - ・地方公共団体において、本基本計画に基づきインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定する旨記載
- 平成 26 年 4 月 22 日
- 『公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について』総務大臣からの要請（別添「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」参照）
 - 『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について』総務省通知（別添「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」参照）
 - ・地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画（インフラ長寿命化計画（行動計画）に該当）の策定要請
- 平成 26 年 6 月 24 日
- 『経済財政運営と改革の基本方針 2014』閣議決定
 - ・「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と記載
- 平成 26 年 8 月 29 日
- 『国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について』総務省通知
 - ・地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定にあたり、国と連携した国公有財産の最適利用についても検討を要請

■各都道府県等の動向

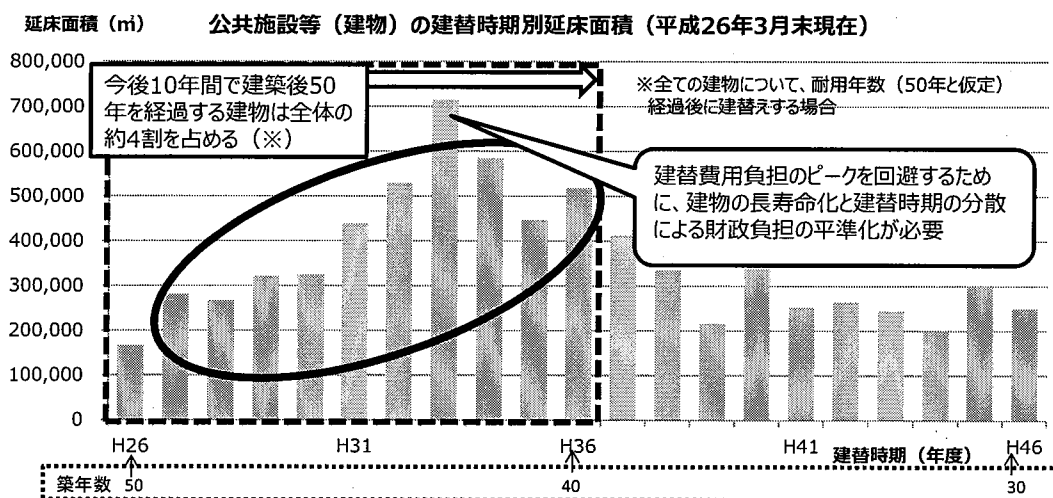
各都道府県等の公共施設等総合管理計画策定取組状況については、別添「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）」（総務省調査）のとおり。

(1) 事業重点化（組み換え）の推進
② ストックの活用

『行財政改革推進プラン(案)』
(H27. 2)抜粋

■ 公共施設等の最適な経営管理（ファシリティマネジメント）の推進

- 府は道路等の都市基盤施設（インフラ）をはじめ、多くの公共施設等を保有しており、高度経済成長期に建設された施設等がこれから一斉に建替時期を迎えます。このうち建物については、今後10年間で、建築後50年を経過するものが全体の約4割を占めることになります。また今後、人口の減少や構造の変化により利用需要が変化することも予想されます。そのため、公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図る必要があります。
- 限られた財源の中で、これらの課題に対応するために、先行して取り組んでいるインフラや府営住宅等と併せ、その他の公共施設等についても、行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な経営管理をトータルで行う、いわゆるファシリティマネジメントを推進します。



(1) 事業重点化（組み換え）の推進
② ストックの活用

《ねらい（効果）》

◇ 長寿命化

- 施設等をできる限り長期にわたり安全・安心に利用できるよう、計画的に管理・修繕（予防保全）、長寿命化することによって、施設等の建設や維持管理等に要する総費用（ライフサイクルコスト）の縮減と、施設等の建替時期の分散による毎年度の財政負担を平準化します。

◇ 総量最適化、有効活用

- 公共施設等の劣化や利用状況等を把握しながら、既存施設等の有効活用（組み換え）や総量の最適化を図ることによって、必要とされる規模への適正化・縮小や低未利用財産の有効活用・売却などにより、新たな施策展開につなげます。

【具体的取組】

- ・ 財産の基本情報（公有財産台帳）のほか保全情報等のデータ把握・一元的管理
- ・ 『ファシリティマネジメント基本方針』（仮称）の策定
- ・ 基本方針に基づくマネジメントの実施

公共施設等（建物）類型別の延床面積（平成26年3月末現在）

区分	延床面積 (㎡)	例示
公共用財産	公営住宅	9,064,095
	学校	2,495,157
	その他	757,948
行政機関	警察施設	518,578
	本庁舎	253,613
	その他	243,659
その他	458,060	ポンプ場など
合計	13,791,110	

ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府が所有する公共施設等の計画的な修繕・建替えや利用需要に応じた有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議する。

- (1)公共施設等のファシリティマネジメントの基本方針に関すること。
- (2)基本方針に基づいたマネジメントに関すること。

2 前項第1号に基づき、推進会議において、その検討の対象とする施設は、次の各号に該当するものとする。

- (1)大阪府が所有するすべての建物。
- (2)大阪府が所有する道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池等のインフラ資産。
- (3)その他、議長が特に検討の必要があると認めるもの。

(組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長をおくこととし、議長は財務部副理事の職にある者をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職を代理する。
- 5 議長は、必要に応じ、事案に関係のある職員の出席を求めることができる。

(下部組織)

第4条 議長が必要と認めるときは推進会議のもとに連絡員会議を置くことができる。

- 2 議長が必要と認めるときはワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、財務部財産活用課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。

別表

部局	構成員
危機管理監	危機管理室 防災企画課長
総務部	庁舎管理課長
	庁舎周辺整備課長
財務部	財政課長
	行政改革課長
	税務局 税政課長
	財務部副理事(財産活用課)
府民文化部	府民文化総務課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
	事業管理室 事業企画課長
住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課長
	住宅経営室 施設保全課長
	公共建築室 計画課長
教育委員会	教育総務企画課長
	施設財務課長
警察本部	施設課長
	交通規制課長

総財務第 74 号
平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いいたします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日

総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

- (3) 公共施設等の維持管理ⁱⁱ・修繕ⁱⁱⁱ・更新^{iv}等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）^vに係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP^{vi}/PFI^{vii}の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理^{viii}の考え方を取り入れる、トータルコスト^{ix}の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成 25 年 11 月 29 日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）^{*}を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているため、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的な Q&A も併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあ

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（下水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

ⁱⁱ維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

ⁱⁱⁱ修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

^{iv}更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

^v個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

^{vi}PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

^{vii}PFI…Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

^{viii}予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らか不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

^{ix}トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

^xインフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)

平成27年4月1日現在

- 平成27年4月1日現在、全都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- 平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においても98.4%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
計画策定状況	策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
	内訳	策定済	11	23.4%	8	40.0%	56	3.3%	75	4.2%
		未策定	36	76.6%	12	60.0%	1,665	96.7%	1,713	95.8%
	策定完了予定時期	H27年度	18	38.3%	9	45.0%	443	25.7%	470	26.3%
		H28年度	18	38.3%	3	15.0%	1,195	69.4%	1,216	68.0%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	27	1.6%	27	1.5%
	H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,694	98.4%	1,761	98.5%	
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

公共施設等総合管理計画の策定状況(都道府県)

団体名	策定済	未策定	策定完了予定時期		
			H27年度	H28年度	H29年度以降
北海道		○	○		
青森県		○		○	
岩手県		○	○		
宮城県		○		○	
秋田県		○	○		
山形県	○				
福島県		○		○	
茨城県	○				
栃木県		○		○	
群馬県		○	○		
埼玉県	○				
千葉県		○	○		
東京都		○		○	
神奈川県		○		○	
新潟県	○				
富山県		○	○		
石川県		○		○	
福井県		○	○		
山梨県		○	○		
長野県		○	○		
岐阜県		○	○		
静岡県	○				
愛知県	○				
三重県	○				
滋賀県		○	○		
京都府		○		○	
大阪府		○	○		
兵庫県		○		○	
奈良県		○	○		
和歌山県		○	○		
鳥取県		○	○		
島根県		○	○		
岡山県		○		○	
広島県	○				
山口県	○				
徳島県	○				
香川県		○		○	
愛媛県		○		○	
高知県		○		○	
福岡県		○		○	
佐賀県		○	○		
長崎県		○		○	
熊本県		○		○	
大分県		○	○		
宮崎県		○		○	
鹿児島県	○				
沖縄県		○		○	
集計	11	36	18	18	0

公共施設等総合管理計画の策定状況(指定都市)

団体名	策定済	未策定	策定完了予定時期		
			H27年度	H28年度	H29年度以降
札幌市		○	○		
仙台市	○				
さいたま市	○				
千葉市		○	○		
横浜市	○				
川崎市	○				
相模原市	○				
新潟市		○	○		
静岡市	○				
浜松市		○	○		
名古屋市		○	○		
京都市	○				
大阪市		○	○		
堺市		○	○		
神戸市		○	○		
岡山市		○		○	
広島市		○		○	
北九州市		○	○		
福岡市	○				
熊本市		○		○	
集計	8	12	9	3	0

公共施設等総合管理計画の策定状況(指定都市以外の市区町村)

都道府県名	計画策定予定有					H28年度 までに 策定予定	計画策定 予定無
	策定済	未策定	策定完了予定時期				
			H27年度	H28年度	H29年度以降		
北海道	3	175	44	131	0	178	0
青森県	0	40	6	34	0	40	0
岩手県	1	32	7	24	1	32	0
宮城県	0	34	6	23	5	29	0
秋田県	0	25	4	21	0	25	0
山形県	1	34	9	25	0	35	0
福島県	0	59	13	38	8	51	0
茨城県	4	40	13	27	0	44	0
栃木県	0	25	7	18	0	25	0
群馬県	2	33	5	28	0	35	0
埼玉県	7	55	27	28	0	62	0
千葉県	0	53	14	39	0	53	0
東京都	0	62	14	47	1	61	0
神奈川県	4	26	8	18	0	30	0
新潟県	3	26	14	11	1	28	0
富山県	0	15	5	10	0	15	0
石川県	1	18	4	14	0	19	0
福井県	0	17	4	13	0	17	0
山梨県	0	27	11	16	0	27	0
長野県	2	75	10	60	5	72	0
岐阜県	1	41	11	29	1	41	0
静岡県	0	33	14	19	0	33	0
愛知県	0	53	14	38	1	52	0
三重県	0	29	8	21	0	29	0
滋賀県	2	17	6	11	0	19	0
京都府	1	24	8	15	1	24	0
大阪府	3	38	17	21	0	41	0
兵庫県	2	38	12	26	0	40	0
奈良県	1	38	5	33	0	39	0
和歌山県	0	30	8	22	0	30	0
鳥取県	1	18	6	12	0	19	0
島根県	1	18	7	11	0	19	0
岡山県	0	26	6	20	0	26	0
広島県	1	21	11	10	0	22	0
山口県	1	18	6	12	0	19	0
徳島県	0	24	6	18	0	24	0
香川県	2	15	5	9	1	16	0
愛媛県	3	17	2	15	0	20	0
高知県	0	34	5	29	0	34	0
福岡県	3	55	14	41	0	58	0
佐賀県	0	20	6	14	0	20	0
長崎県	0	21	5	16	0	21	0
熊本県	2	42	10	32	0	44	0
大分県	1	17	6	11	0	18	0
宮崎県	0	26	3	21	2	24	0
鹿児島県	2	41	15	26	0	43	0
沖縄県	1	40	2	38	0	41	0
合計	56	1,665	443	1,195	27	1,694	0

『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』

(大阪府公共施設等総合管理計画)

平成 27 年 11 月

大阪府

(問い合わせ先) 〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府 財務部 財産活用課

電話 : 06-6210-9186 FAX : 06-6210-9190